

第2章

健康医療福祉政策課

事業概要

第1節 「保健・医療・福祉体制の充実」と「地域共生社会を目指した地域づくり」

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



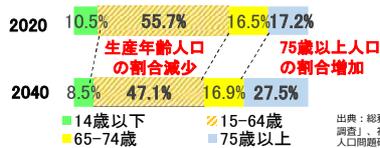
1

行政・地域・多職種連携による地域ぐるみ支え合い体制強化事業

事業の目指す姿（アウトカム）

将来予測と、あるべき新たな社会の姿等

人口構造の変化（2020年→2040年）



- ① 高齢化に伴い単独世帯の割合が増加。
- ② 今後、生産年齢人口の割合減少や75歳以上人口の割合増加が進む見込み。
→地域コミュニティの縮小や生活インフラの利便性低下
→孤独・孤立をはじめとした地域課題の複合化・複雑化

地域の支え合い体制充実や医療・福祉分野の多職種連携推進による、地域ぐるみで支え合い、助け合うことができる社会の実現

新たな社会の姿に向け解決すべき課題

- 「市町村」、「住民」、「地域の専門職」が協働で地域課題に取り組む体制が不可欠。
- 体制構築には、地域づくりを主体的に担う市町村、団体、住民、専門職に対して、県が長期的視点を持って、広域的・技術的支援や人材育成を継続することが重要。

目指す姿を実現するための取組（アウトプット）

【概要】

超高齢社会における県民の生活を地域ぐるみで支える体制を強化するため、住民の近くで、住民の暮らしや心身の健康を見守る人材を圏域単位及び集落単位で多層的に配置し、その活動の実践を進めるとともに、多職種連携を更に深める。

取組1 市町村住民支援強化事業

① ゼロSC配置事業

- ・ 県内6圏域それぞれを担当する「第0層生活支援コーディネーター（ゼロSC）」を配置し、各圏域の市町村へ個別支援を実施。（ゼロSCの配置、市町村支援）

② 地域アセスメント手法強化事業

- フィールドワークでアセスメント手法を検討 → 市町村の地域ニーズ把握に活用（県立保健大への委託：2市町村）

取組2 住民活動（見守りさん）支援事業

① 見守りさん講習会

- 地域住民による適度な距離感での健康おせっかい力向上を目指した講習会を開催し、「地域共生見守り隊員（通称：見守りさん）」を認定。
- ・ 対象 保健協力員、民生委員ほか受講を希望する地域住民（3圏域）

② 活動支援ワークショップ

- 見守りさんや生活支援コーディネーターの活動に係る情報交換等を行う。（3圏域）

取組3 多職種による持続可能なネットワーク強化事業

① 多職種情報交換会

- 医療・福祉分野の各種専門職を対象とした情報交換会（県内3か所）

取組4 孤独孤立対策推進事業

- 複合的な要因による孤独・孤立の問題について、取組の連携・協働を図る観点から、市町村や関係機関を対象とした研修会、情報交換会を開催する。

「ゼロSC」について

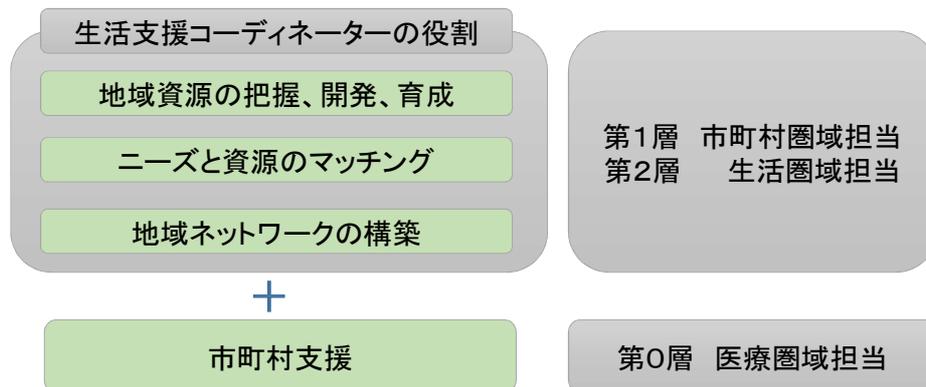
・地域づくりの中心である市町村をサポートする役割として「第0層生活支援コーディネーター（ゼロSC）」を配置する。

【ゼロSCの活動イメージ】

○モデルとした「生活支援コーディネーター（SC）」は、介護保険により市町村が行う「生活支援体制整備事業」において、高齢者に対する生活支援サービスの提供体制のコーディネートを行う者のこと。

○ゼロSCは、既存の生活支援コーディネーターの活動区域よりも広い「圏域」において市町村支援を行う、新たなカテゴリー。

○地域づくりに関係する市町村の会議や住民の活動の場に積極的に参加し、住民・行政・専門職の円滑な連携及び、活動活性化を促す役割を担う。



+

市町村支援

第1層 市町村圏域担当
第2層 生活圏域担当

第0層 医療圏域担当

「見守りさん」について

・超高齢社会における地域課題を踏まえ、「この地域に必要なものはなにか」「誰がどうやってやるのがよいか」「住民、行政は何かができるのか」といったことを話し合える仕組みづくりを進めるとともに、地域密着型の互助が活発に行われる意識の醸成や環境づくりを進める。
・地域住民を主な対象として、適切な距離感で地域にかかわる方法を身に付けてもらう。

【見守りさんの活動イメージ】

○地域密着型の互助によるボランティアの位置付け。
○活動に伴う金銭は発生しないため、地域住民全てにサービスを提供する義務はない。

○自分自身の暮らしの延長線上で、地域住民の様子を確認する。

- ・朝夕のジョギングや犬の散歩の道すがら
- ・畑に野菜を取りに行く時
- ・ゴミ集積所にゴミを捨てに行く時
- ・子ども達の登下校の見守り活動時 等

なお、活動の際には、(近隣の把握している範囲で)独居高齢者やひきこもり家庭等、困難を抱える近隣住民に意識を向け、場合によっては声がけなど行う。

○つどいの場に出向いて、高齢者と一緒にレクリエーション等に参加しながら健康状態を確認する。

○活動の場面において、気になるところがあれば、市町村保健師等に情報提供し、公的支援につなぐ。



多職種連携体制の強化

効果的、持続的な多職種連携体制の構築が重要である。

関係づくりのコーディネーター・ファシリテーターをする人＝ごちゃませ師



効果的な連携体制

顔の見える関係
腕の見える関係
腹の見える関係

H30-R1 青森県版「ごちゃませ師」の養成
R3 ごちゃませ師フォローアップ研修会
R4-R5 多職種連携強化研修会
・R4 西北、上十三、下北圏域各2回
・R5 東青、中南、三八圏域各2回
専門職主体の情報交換会(計4回)

多職種連携・協働の促進

講師

ひとづくり工房 糸すこ 代表 浦山 絵里 氏
看護師 ナースファシリテーター
生涯学習財団認定ワークショップデザイナー



孤独・孤立対策について

・孤独・孤立問題は、単身世帯や単身高齢者の増加などにより、深刻化が懸念されるところである。R5.5.31に孤独・孤立対策推進法が公布された。(R6.4.1施行)

【これまでの取組(R4-R5)】

1. 孤立・孤独問題の勉強会

開催日	内容	参加者
R5.2.10	意識醸成	44名

2. プラットフォーム準備会

開催日	内容	参加者
R5.3.17	プラットフォームの検討	9名

3. 団体向けアンケート調査

県内135カ所の関係団体

4. 自殺対策に関する近県調査

自殺者数の減少が大きい都道府県の取組み調査

5. 映像による情報発信

勉強会、プラットフォーム準備会を地域共生社会ホームページ等で配信

6. プラットフォーム設置の考え方を整理

本県におけるプラットフォーム設置の必要性、設置形態等について整理

【今後の取組】

プラットフォーム立ち上げにより関係機関の円滑な連携につなげる。

1. プラットフォームの参加対象

・各種支援に携わるものを広く対象とする。

2. プラットフォームの設置目的

・分野を越えた関係機関の連携強化。
・人材確保、育成。

3. プラットフォームの設置形態

・協議体ではなく、設置目的を達成するための交流会をプラットフォームと位置付ける。
→参加者参加型の方法を用い、参加者同士がやりとりする場を重視。

4. 交流会の内容

・孤独・孤立問題の考え方などについて外部講師による講義を行い、参加者の資質向上と人材確保を図る。

医療・福祉職の子育て世帯のための移住支援事業

将来予測と対応方針	事業の内容（アウトプット）	事業の目指す姿																				
<p>将来予測</p> <p>◆高齢化が進む中、県内の医療・福祉職は不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護職員 R7 2,447人不足 (R22は約1万人不足) ○看護職員 R7 258人不足 (働き方改革を進めると約1,600人不足) <p>◆少子化の進行により人口維持が困難</p> <p>○出生数（出典：人口動態統計）</p> <table border="1"> <tr><td>2011(H23)</td><td>9,532人</td><td>↓</td><td>△9.5%</td></tr> <tr><td>2016(H28)</td><td>8,626人</td><td>↓</td><td>加速</td></tr> <tr><td>2021(R3)</td><td>6,513人</td><td>↓</td><td>△24.5%</td></tr> </table> <p>○人口（出典：国勢調査、社人研推計）</p> <table border="1"> <tr><td>2020(R2)</td><td>1,238千人</td><td>↓</td><td>△33.4%</td></tr> <tr><td>2045(R27)</td><td>824千人</td><td>↓</td><td></td></tr> </table> <p>対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■医療・福祉の専門職人材と医療・福祉の専門職を目指す人材の県内定住の推進 ■子どもの数を増やすため子育て世帯のUIJターンを推進 	2011(H23)	9,532人	↓	△9.5%	2016(H28)	8,626人	↓	加速	2021(R3)	6,513人	↓	△24.5%	2020(R2)	1,238千人	↓	△33.4%	2045(R27)	824千人	↓		<p>【概要】 超高齢社会における医療・福祉の需要増加と加速する少子化に対応するため、市町村と連携し、医療・福祉の資格を持つ養育者と子どもで構成される子育て世帯や医療・福祉の資格取得を目指す養育者と子どもで構成される子育て世帯の移住を全国に先駆けて進める。</p> <p>取組1 医療・福祉職の子育て世帯移住支援金の支給</p> <p>子育て世帯が本県に移住し所定の要件を満たす場合、県が移住先の市町村と連携し当該世帯に支給する「医療・福祉職の子育て世帯移住支援金」を新設し、支給に要する経費を市町村に補助する。</p> <p>(1) 支給対象・要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有資格者：18歳未満の子と共に県内に移住し、養育者が医療・福祉職に就職すること ・無資格者：18歳未満の子と共に県内に移住し、養育者が医療・福祉職に就職するため、医療・福祉の資格取得を目的に県内の養成機関に入学すること <p>(2) 支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住支援金本体 100万円 ・子育て加算 子1人当たり100万円 ※ひとり親の場合、100万円加算 <p>例) 子どもが2人のひとり親世帯の場合 本体100万円+子育て加算100万円×子2人+ひとり親加算100万円 →400万円</p> <p>※若者定着還流促進課所管の「あおもり移住支援金」の要件を満たす世帯については、その活用を優先するが、ひとり親世帯の場合は本移住支援金のひとり親加算を上乗せ支給する。</p> <p>(3) 支給目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20世帯（うち、10世帯分はあおもり移住支援金との併給） <p>取組2 医療・福祉職の子育て世帯のための移住セールスの実施・検証</p> <p>移住支援ハンドブックを作成し、移住・交流イベント等で配布するとともに、移住体験ツアー（病院や福祉施設等の見学、県内の医療・福祉職との多職種交流会等を含む）を行い、移住者視点からの課題を洗い出し、受け入れ態勢を強化する。</p>	<p>事業の目指す姿</p> <p>事業のアウトカム</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療・福祉の資格を持つ子育て世帯、医療・福祉の資格取得を目指す子育て世帯の移住増加 (R4:0世帯→R10:120世帯) <p>最終アウトカム</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県内の医療・福祉職の人材供給 ◆子どもの増加による県内の少子化の減速 ◆子育て世帯に優しい青森県のイメージ定着によるUIJターン者の増加 <p style="text-align: center;">▼</p> <p style="text-align: center;">県民誰もが暮らしやすい 地域共生社会の実現</p> 
2011(H23)	9,532人	↓	△9.5%																			
2016(H28)	8,626人	↓	加速																			
2021(R3)	6,513人	↓	△24.5%																			
2020(R2)	1,238千人	↓	△33.4%																			
2045(R27)	824千人	↓																				

「医療・福祉職の子育て世帯移住支援金」

目的

超高齢社会における医療・福祉職の需要増加と加速する少子化への対応

支援対象・条件

有資格者：18歳未満の子と共に県内に移住し、医療・福祉職に就職すること
無資格者：18歳未満の子と共に県内に移住し、医療・福祉職に就職するため、資格取得を目的に県内の養成機関に入学すること

支給額

基本分：100万円
子育て加算：最大100万円
ひとり親世帯加算：100万円
※このほか、あおもり移住支援金の対象となる場合で、ひとり親世帯の場合は、別途100万円を加算として支給（詳細は次頁）



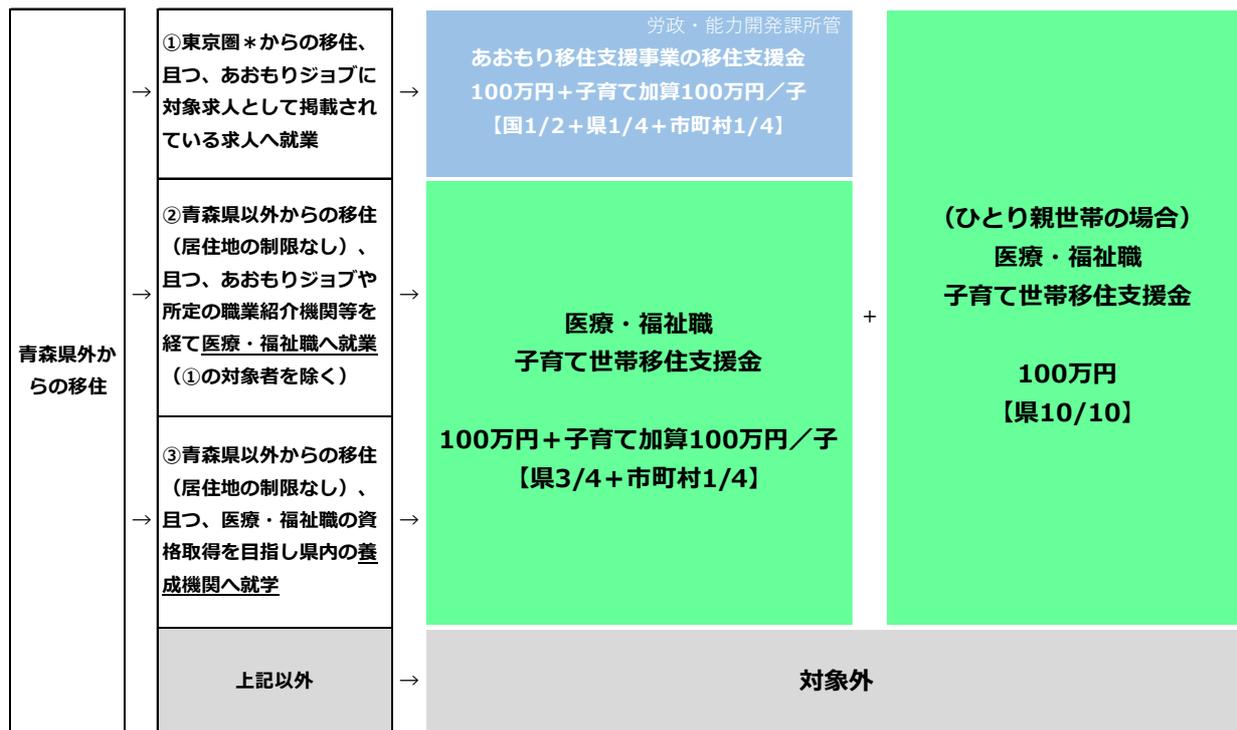
例) 子どもが2人のひとり親世帯の場合
本体100万円+子育て加算100万円×子2人+ひとり親世帯加算100万円
→**400万円**

支給目標

年度あたり20世帯程度(令和10年度までで120世帯程度)

全国から医療・福祉職の子育て世帯の移住を推進！

○支援金の対象について



*東京23区に在住する場合、又は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のうち、国が定める条件不利地域（山間部、離島等）以外の地域から東京23区に通勤する場合

9

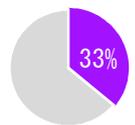
公衆衛生DX推進事業

事業の目指す姿（アウトカム）

将来予測と、あるべき新たな社会の姿等

①弘前保健所の効率化優先業務を対象に、BPRとDXソリューションの導入による効果を測定したところ、5.623時間の業務削減が見込まれる。

【保健所業務のDX化調査（R5）の結果】



5,623時間（対象業務の約3分の1）
の業務効率化見込

⇒対人対応が必要な業務への注力が可能

→ 調査結果を踏まえ、着実に効率化に向けた取組を進めつつ、対象とする保健所を拡大することにより、高付加価値な県民サービスの提供体制の充実を目指す。

②健康課題等の解決を効果的に進めるため、科学的根拠に基づく政策立案（EBPM）を推進することが求められる。

→ EBPMを実行するためのデータ分析等の環境整備や体制構築が必要。

新たな社会の姿に向け解決すべき課題

- 計画的なBPRとDXソリューション導入、他業務や他保健所への横展開の実施。
- EBPMの実行に向けた、DXによるデータ分析等の環境整備、研究者等との連携体制構築。

目指す姿を実現するための取組（アウトプット）

【概要】

・新型コロナへの対応で顕在化した保健所業務のデジタル化の遅れに対応するため、保健所業務のDXを推進するとともに、健康課題等の解決に向けた科学的根拠に基づく政策立案（EBPM）を進めるための体制構築を行う。

取組1 保健所業務のDX推進

・保健所業務について、BPRとDXソリューションの導入を進め、業務効率化を推進することで高付加価値な県民サービスの提供につなげる。

<令和6年度>

①DXツール等の導入

- 県民からの相談環境改善に資する生成系AIを活用したチャットボット
- 監査現場等におけるモバイル活用環境整備
- 業務の利便性を向上させるRPA導入

②DX人材の育成

- DXツールの定着加速化に資する「保健所業務DXコンシェルジュ」の配置
- 保健所業務の特性を踏まえたDX推進スキルを身に着けるための研修会開催

取組2 EBPMに向けた政策立案体制等に係る調査研究

・科学的根拠に基づく政策立案（EBPM※）に向けて、県における統計データ等の利活用や専門家と連携したエビデンスの評価を行うための基盤構築に係る調査研究を行う。

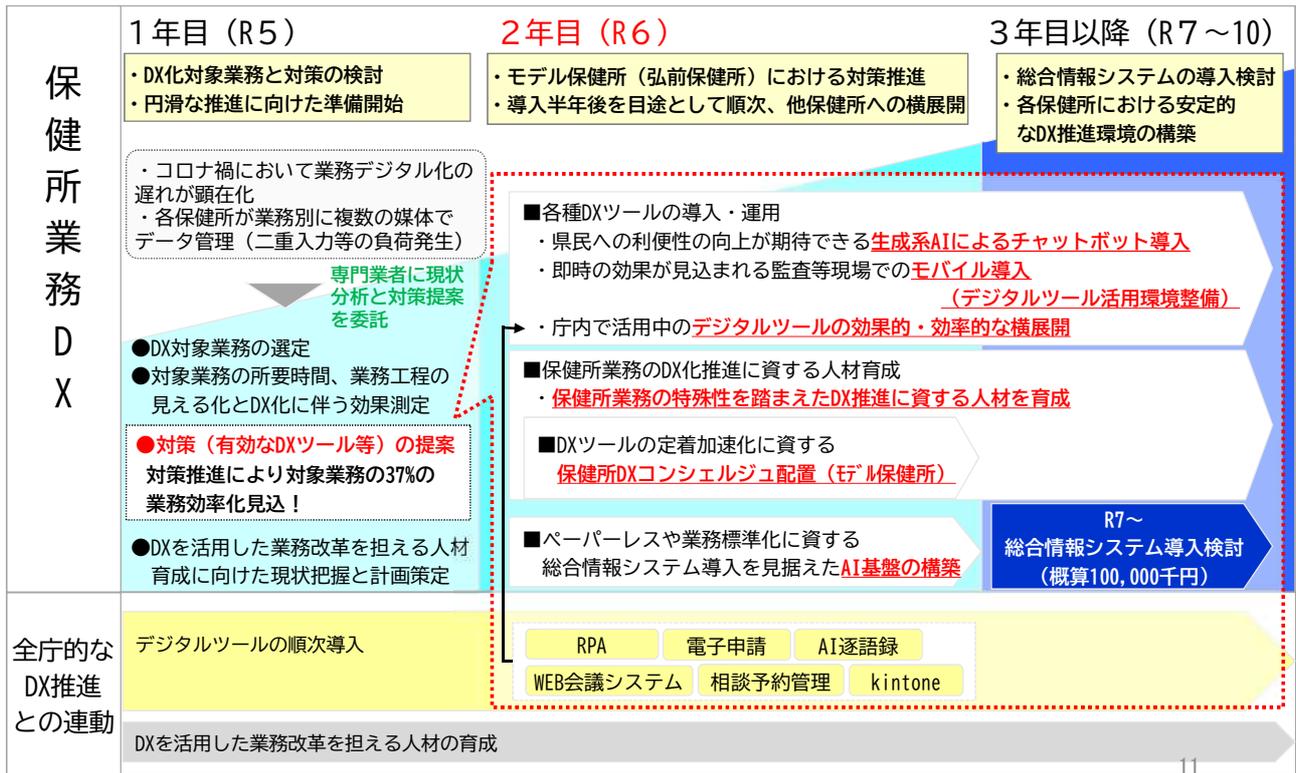
<令和6年度>

- 県の健康課題等の解決をテーマに実施モデルを構築する調査研究を行うことにより、将来の基盤構築につなげる。（大学等研究機関への研究委託）

※Evidence-Based Policy Making…国の自治体DX推進計画で行政のデータ利活用策の一つとされている。

10

保健所業務のDX推進事業 ロードマップ



第2節 地域福祉対策

1 青森県地域福祉支援計画の概要

役割	○住民に最も身近な自治体である市町村や地域を構成する住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割を果たしていくことができるよう、県が広域的な観点から支援していく方向性とその方策を定めた。
位置づけ	○社会福祉法第108条に基づき、市町村の「地域福祉計画」の推進を支援する「地域福祉支援計画」として策定。 ○県基本計画に掲げる「生活創造社会」の実現を、地域福祉の視点から推進。 ○「あおり高齢者すこやか自立プラン」、「のびのびあおり子育てプラン」、「青森県障害者計画」等の個別計画と連携・整合を図った。
本県の概況	○急速な少子化・高齢化の進行と人口減少社会への移行、核家族化、単身世帯の増加等家族形態の変化、地域の福祉力の脆弱化等、地域社会や家族を取り巻く環境は大きく変化している。また、自殺、児童や高齢者、障害者に対する虐待、ひきこもり等、複合的な課題への対応が必要となっている。
期間	○平成19年3月策定。平成24年3月、平成29年3月に改定。 「第三次計画」として令和3年3月に改定。（令和3～令和7年度の5か年計画）
基本目標	一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりと絆で支え合う 青森県型地域共生社会の実現
基本方針	○サービスを利用しやすい体制づくり ○地域福祉を担う人材づくり ○共に支え合う地域づくり

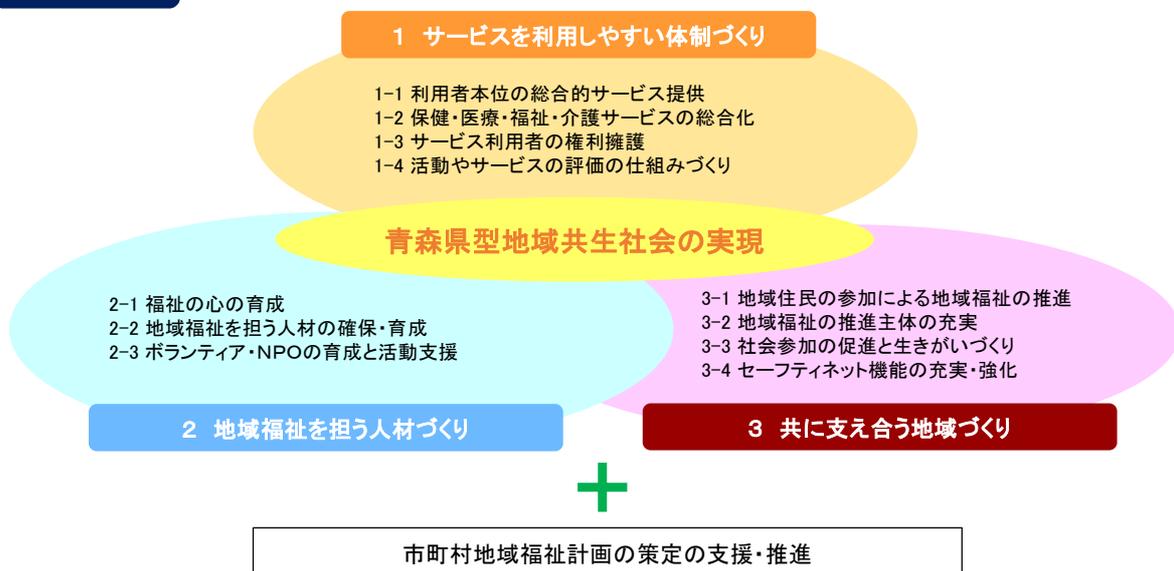


青森県地域福祉支援計画【第三次】の概要

基本目標

一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりと絆で支え合う**青森県型地域共生社会**の実現
《青森県地域福祉支援計画は、青森県型地域共生社会の**地域福祉部分**を担う計画》

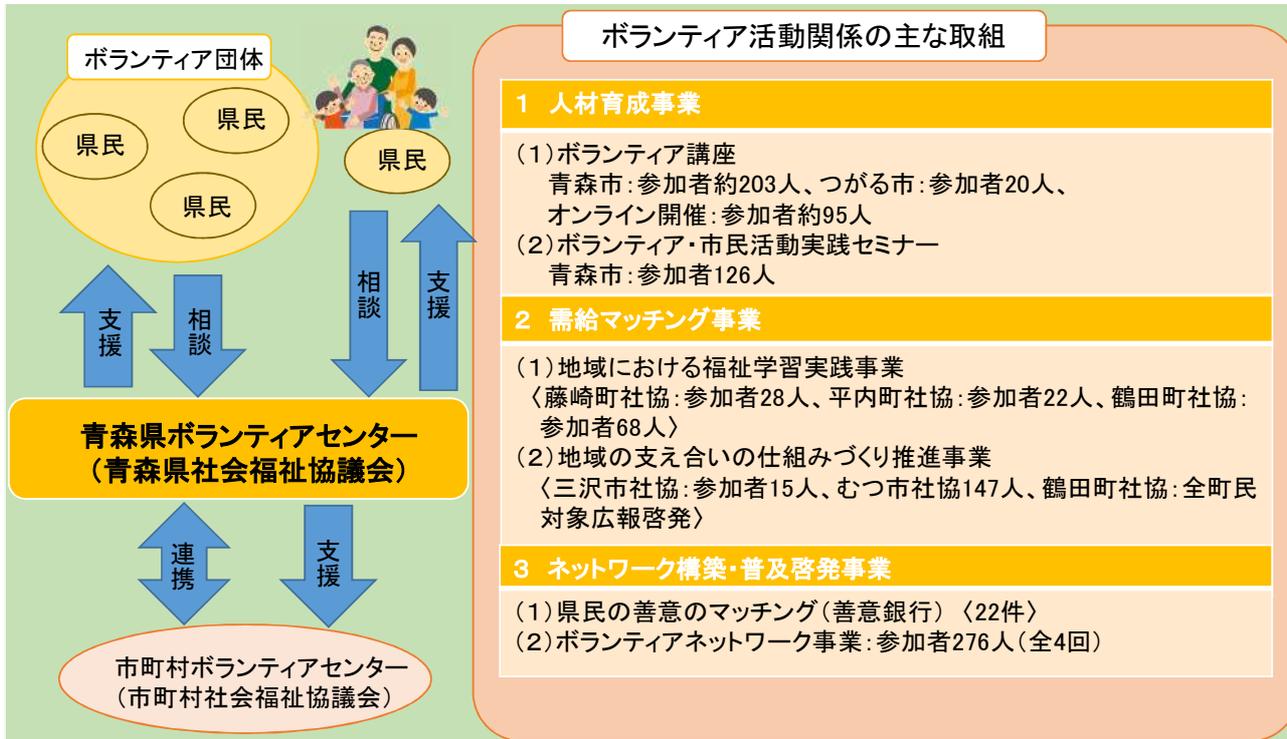
5 体系図



2 地域福祉等推進特別支援事業（広域福祉活動推進事業）の概要

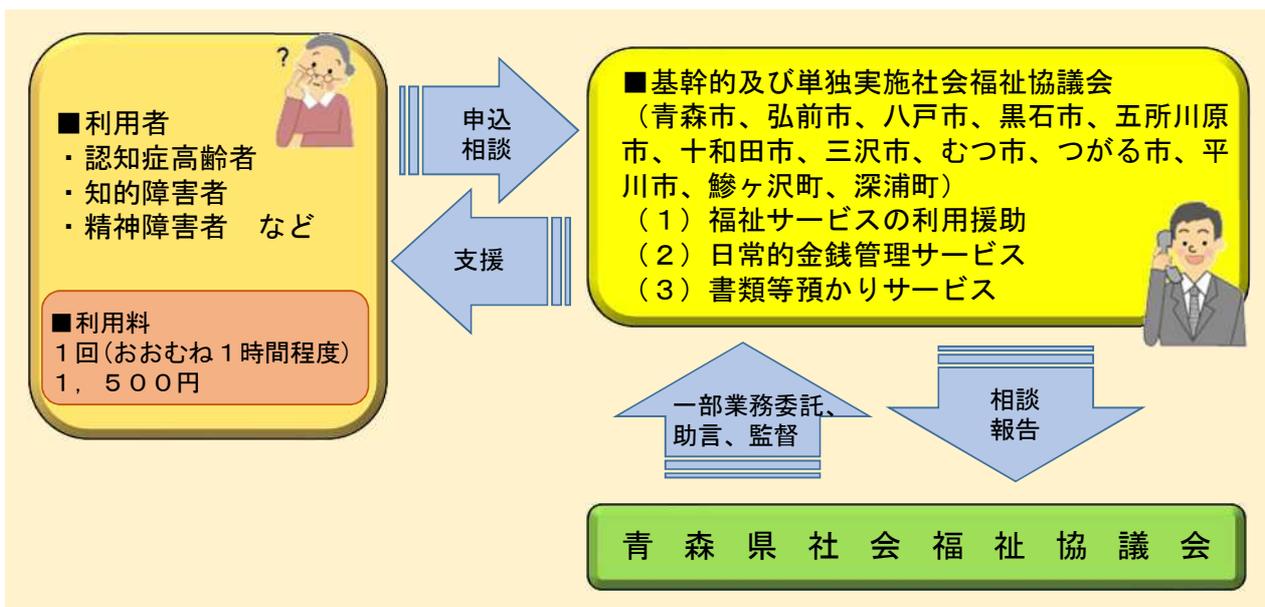
全県的なボランティア活動を普及・促進するため、青森県社会福祉協議会に青森県ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の充実に向けた適切な情報の提供と地域住民がボランティアに関わりやすい環境整備を行っている。

実施体制及び令和5年度の事業実施状況



3 日常生活自立支援事業の概要

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等の支援を行っている。



日常生活自立支援事業の実利用者数（令和5年度末）

（単位：人）

青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市	鱒ヶ沢町	深浦町	合計
60	27	79	66	85	105	48	42	27	74	0	11	624

4 青森県再犯防止推進計画の概要

1 計画の性格、位置づけ

- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、本県の状況に応じた施策を推進する地方再犯防止推進計画
- 再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、県民が犯罪による被害にあうことを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す
- 計画の対象者：犯罪をした者等のうち、支援が必要な者
- 計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

2 目標

- 本県の再犯者数を計画終了年度までに20%以上減少



3 推進体制

- 青森県再犯防止推進委員会により施策の進捗管理を行い、関係団体等の意見を踏まえながら施策の方向性を検討

4 今後取り組んでいく施策

- (1) 国・民間団体等との連携による支援体制の整備
 - ・ 県と国の関係機関、民間関係団体等で構成する会議の開催 など
- (2) 就労の確保
 - ・ 県の建設工事競争入札参加資格審査での加点措置 など
- (3) 住居の確保
 - ・ 公営住宅への受け入れ など
- (4) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - ① 高齢者又は障害者等への支援
 - ・ 地域生活定着支援センターの運営
 - ② 薬物依存症者への支援
 - ・ 関係機関や青森県薬物乱用防止指導員との連携強化 など
- (5) 非行防止活動及び学校等と連携した修学支援
 - ・ 修学に問題を抱えた少年に対する学習支援 など
- (6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
 - ・ 民間協力者団体が実施する啓発活動への支援 など

第3節 生活困窮者自立支援制度

1 生活困窮者自立支援法について

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

生活困窮者自立支援法の概要

1. 自立相談支援事業の実施（法第5条）及び住居確保給付金の支給（法第6条）（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。 ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業及び家計改善支援事業等の実施（法第7条）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うよう努めるものとする。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計改善支援事業**」
- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業【こどもみらい課所管】

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定（法第16条）

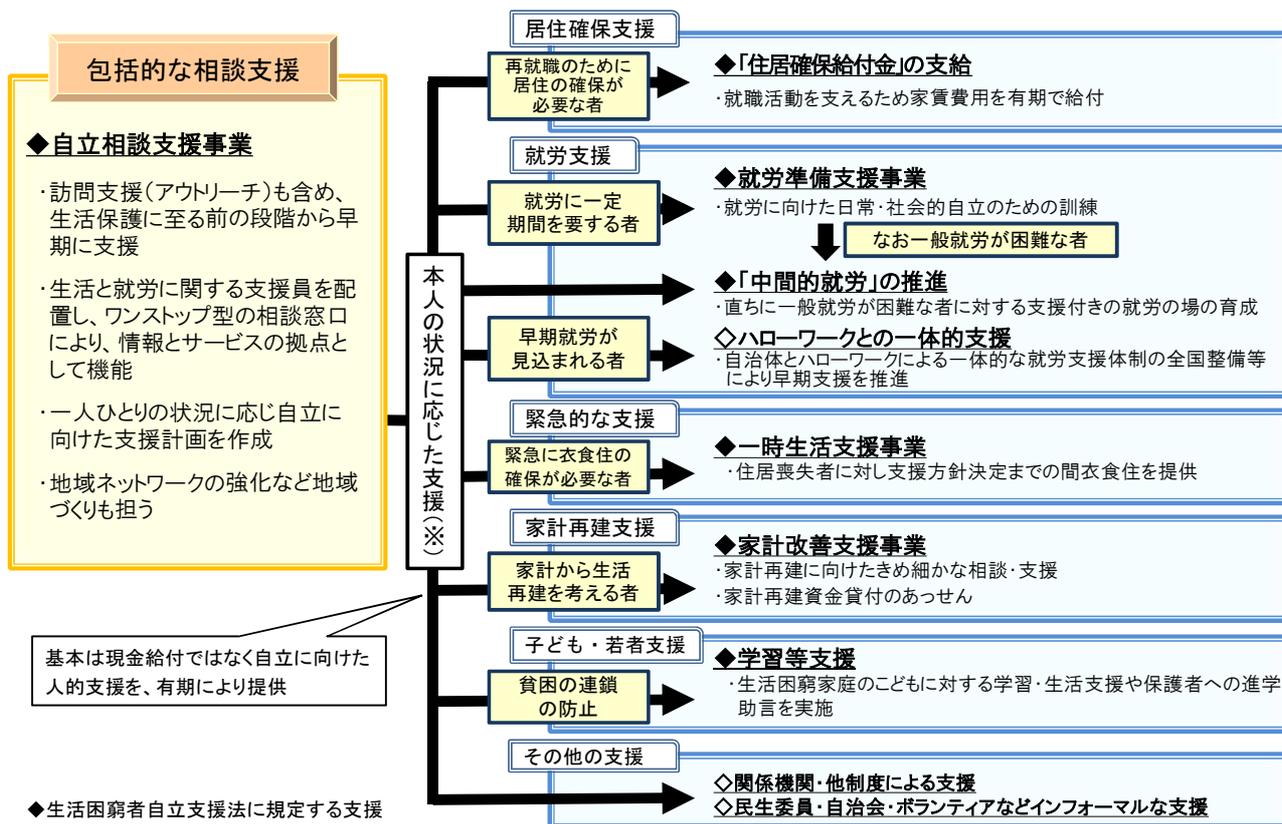
- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**一定の基準に該当する事業であることを認定**する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金: **国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業: **国庫補助2/3**
- 家計改善支援事業: **国庫補助1/2~2/3**
- 学習・生活支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業: **国庫補助1/2**

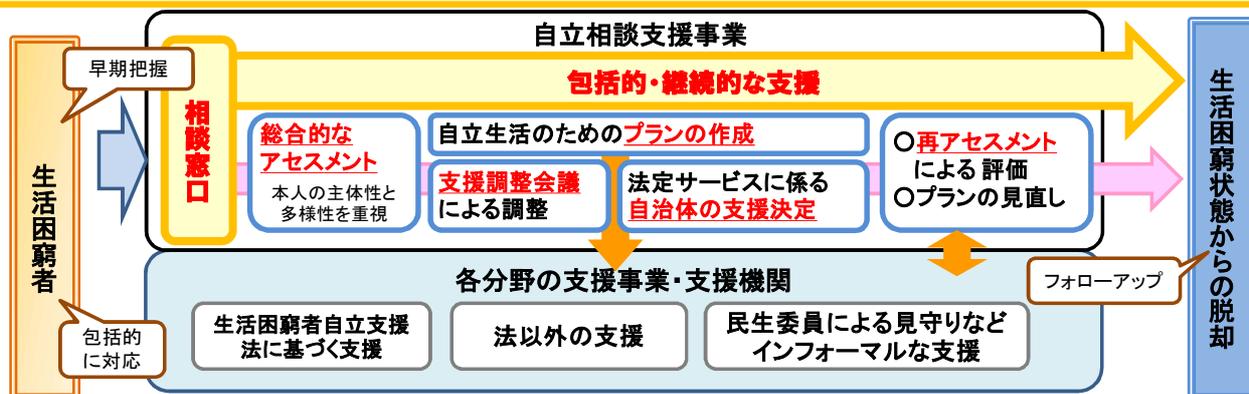
5. 施行期日 平成27年4月1日

2 生活困窮者自立支援制度の概要



3 自立相談支援事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



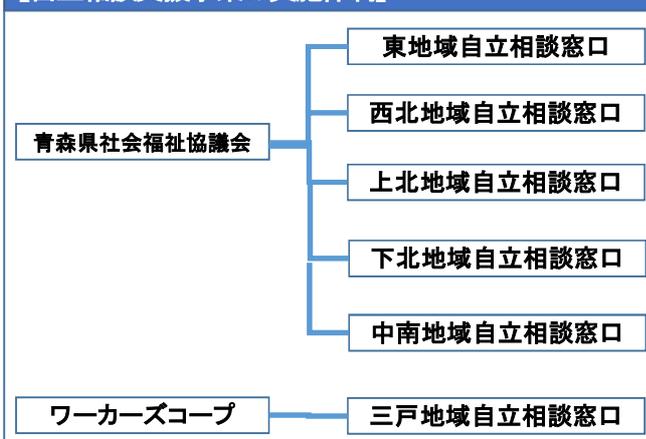
期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

4 青森県における生活困窮者自立支援の取組

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき、社会福祉法人青森県社会福祉協議会及び労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団に事業を委託し、生活に困窮している方からの相談に応じ、自立に向けた各種の支援を実施。

【自立相談支援事業の実施体制】



【他の生活困窮者関係事業の事業内容及びR5実績】

- 住居確保給付金の支給
・離職等により住居を失った又は失うおそれのある方に対して、家賃相当分を支給。支給者数は1名。
- 認定就労訓練事業
・県から認定を受けた事業所の協力による中間的就労。
・令和5年度末の認定事業所数: 19事業所
- 生活保護受給者等就労自立促進事業
・県と労働局との間で協定を締結し、就職支援ナビゲーターによる支援を中心に各種就労支援を実施。
・県からハローワークへの支援要請件数: 25件
- 家計改善支援事業
・家計の相談、家計管理の支援、貸付のあっせん等を実施。
・支援決定件数: 193件
- 子どもの学習支援事業【こどもみらい課所管】
・生活困窮世帯の児童に対する学習講習会を県内全域の町村で実施。(教育委員会等で全世帯の児童を対象とした学習講習会を実施している町村を除く)
・対象児童は生活困窮世帯の児童(小学4年生～中学生)
・申込者数: 125名、開催回数: 521回

【自立相談支援事業の令和5年度実績】

相談件数	プラン作成	新規就労対象者	就労・増収者
661件	470件	82人	30人

第4節 民生委員・児童委員

1 民生委員・児童委員の概要

民生委員は民生委員法に基づき、担当する地区住民の生活状態の把握、要支援者に対する相談・援助、福祉事務所等の関係機関への協力等幅広い活動を行っているほか、児童福祉法による児童委員も兼ねており、子育てや母子保健に関する相談、青少年の健全育成などの児童福祉の推進についても重要な役割を果たしている。

民生委員の役割 <イメージ図>



民生委員・児童委員の定数及び委嘱手続き

- (1) 民生委員・児童委員の定数は、民生委員法第4条の規定により都道府県の条例で定めることとされている。現在の定数は **2,245名**（中核市を除く。）。
- (2) 都道府県知事は、法第5条第1項の規定により、各市町村に設置された民生委員推薦会から推薦のあった民生委員・児童委員候補者を厚生労働大臣に推薦し、これを厚生労働大臣が委嘱する。
- (3) 民生委員・児童委員の任期は、民生委員法第10条の規定により3年とされており（再任可能）、令和4年12月1日に一斉改選を行った。
- (4) 都道府県知事から厚生労働大臣へ推薦するにあたっては、法第5条第2項の規定により、青森県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会において、民生委員・児童委員候補者の審査を行っている。

分科会開催日	民生委員数 (人)	欠員数 (人)	充足率 (%)
R5.6.6	2,114	131	94.1
R5.10.26	2,121	124	94.4
R6.2.13	2,123	122	94.5

第5節 生活福祉資金

1 生活福祉資金貸付制度の概要

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けに必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、昭和30年度から実施。

資金種類

総合支援資金

失業者等が、生活を立て直すために継続的な相談支援と生活費を必要とする場合、自立に必要な経費を貸し付ける資金。(＜例＞生活支援費 単身の場合 貸付限度額：月15万円以内)

福祉資金

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用に対して貸し付ける資金。(＜例＞福祉費 日常生活上一時的に必要な場合 貸付限度額：50万円以内)

教育支援資金

学校に入学又は修学するのに必要な経費に対して貸し付ける資金。(＜例＞教育支援費 低所得世帯で高等学校に就学する場合 貸付限度 額：月3.5万円以内)

不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたり所有し住み続けることを希望する高齢者世帯に対して、不動産を担保として生活費を貸し付ける資金。(＜例＞不動産担保型生活資金の場合 貸付限度額：月30万円以内)

臨時特例つなぎ資金

離職者を支援する公的制度を申請している、住居のない離職者に対して、当面の生活費を貸し付ける資金。(＜例＞貸付限度額：10万円以内)

実施主体

都道府県社会福祉協議会
(窓口業務等一部業務を市区町村社会福祉協議会に委託)

貸付対象

低所得世帯、障害者の属する世帯、高齢者の属する世帯で、他から資金を融通することが困難で、貸付により自立した生活が見込まれる世帯。

経費

○原資

- ・補助率：国(10/10)～国(1/2)
- ・不定期で交付(原資が不足した場合等)。
- ・3つの会計区分により管理されている
 - ①生活福祉資金会計
 - ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計
 - ③臨時特例つなぎ資金会計

○事務費

- ・補助率：国(1/2)
- ・毎年交付

2 生活福祉資金特例貸付の概要

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
⇒これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化
- 貸付は令和2年3月25日から開始され、令和4年9月末をもって申請を終了し、令和5年1月からは返済が開始。

資金種類

緊急小口資金

緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

総合支援資金

日常生活の維持が困難になり、生活の立て直しが必要な方(主に失業された方)

返済免除・返済猶予について

- 借受人と世帯主が住民税非課税(均等割・所得税いづれも)であれば、返済免除の対象となる。(※免除決定時点で、返済している金額は免除対象外。)
- 上記以外にも、判定年度以降に借受人及び世帯主が住民非課税となった場合、返済中に借受人の死亡や失踪 宣告、精神保健福祉手帳(1級)、身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けた場合、自己破産等の返済中も返済困難な状況があれば、全部または一部の返済を免除できる場合がある。
- 返済免除・返済猶予には申請が必要

返済開始時期

資金種類	免除要件	免除上限額	返済開始時期
緊急小口資金(令和4年3月まで申請分)	令和3年度又は令和4年度が住民非課税	20万円	令和5年1月～
緊急小口資金(令和4年4月以降申請分)	令和5年度が住民非課税	20万円	令和6年1月～
総合支援資金(初回貸付・令和4年3月まで申請分)	令和3年度又は令和4年度が住民非課税	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)	令和5年1月～
総合支援資金(初回貸付・令和4年4月以降申請分)	令和5年度が住民非課税	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)	令和6年1月～
総合支援資金(延長貸付分)	令和5年度が住民非課税	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)	令和6年1月～
総合支援資金(再貸付)	令和6年度が住民非課税	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)	令和7年1月～

第6節 社会福祉法人及び社会福祉施設

1 社会福祉法人

社会福祉法人とは

- 学校法人、宗教法人等と同様に旧民法第34条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。
- 社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、①自主的な経営基盤の強化②福祉サービスの質の向上③事業経営の透明性の確保を図る必要がある（法第24条）。

社会福祉法人の基本的な性格

- 社会福祉事業を行うことを目的とし（公益性）、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に（最終的には国庫に）帰属しなければならない（非営利性）。

社会福祉法人に対する規制

- 事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、持ち分は認められない。
- 事業を廃止した場合の残余財産は、定款に定めた他の社会福祉事業を行う者に帰属する。
- 事業からの収益は、社会福祉事業（又は一部の公益事業）のみに充当する。
- 資産保有（原則不動産の自己所有）、組織経営（親族利害関係人の要件等）の在り方に一定の要件がある。
- 法令、法令に基づく処分、定款に違反するか、又はその運営が著しく適正を欠く場合には、所轄庁による改善勧告、措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令等を受ける。補助金等を受けた場合には、これに加え、不適當な予算の変更勧告、役員解職勧告等を受ける。

社会福祉法人に対する優遇措置

- 社会福祉法人による施設整備に対し、一定額が補助される。
- 法人税、固定資産税、寄附税制等について非課税等の税制上の優遇措置が講じられている。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度がある。

2 社会福祉施設

主な施設種別

- 生活保護施設・・・救護施設 など
- 老人福祉施設・・・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム など
- 児童福祉施設・・・保育所、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、障害児入所施設、幼保連携型認定こども園（認定こども園法）など
- 障害者支援施設・・・障害者支援施設 など

3 社会福祉施設等指導監査

一般監査

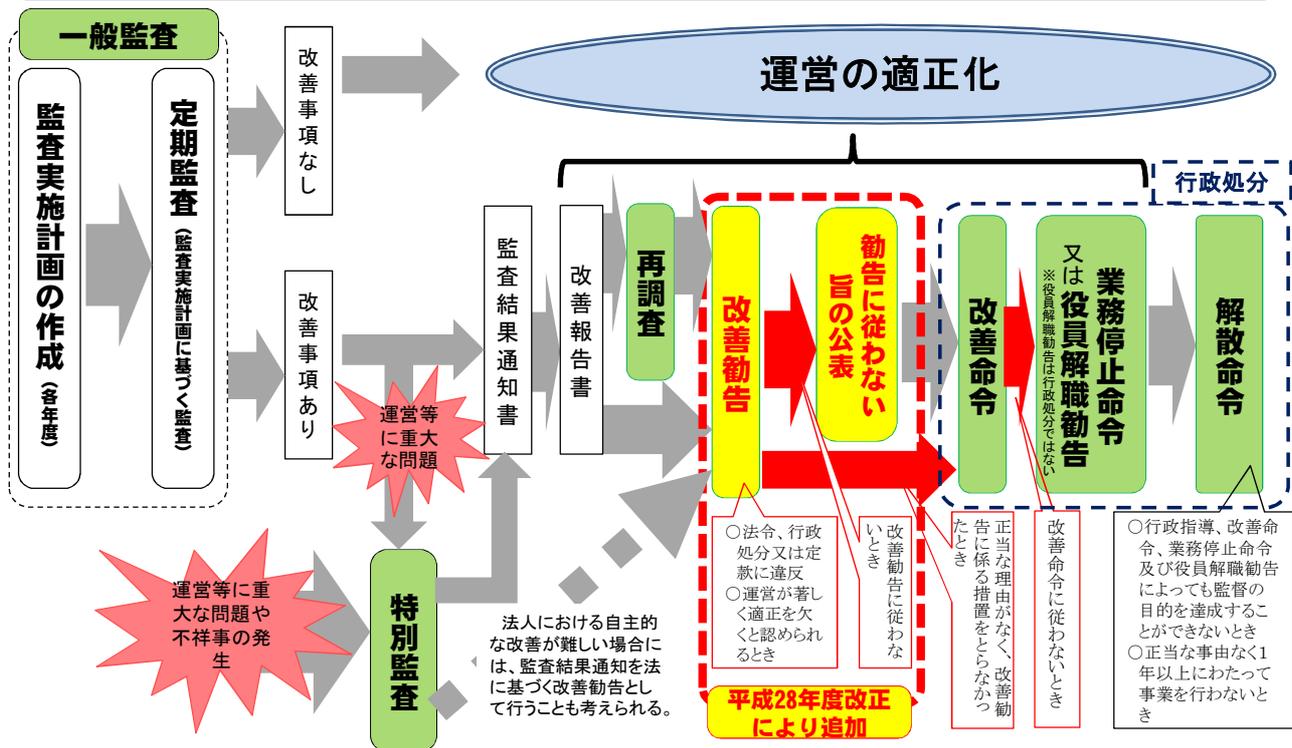
- ・ 一般監査は、実施計画を策定した上で、「指導監査ガイドライン」に基づき、一定の周期で実施する。
- ・ 「指導監査ガイドライン」では、指導方法の標準化を図るため、監査の対象とする事項（監査事項）、当該事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項（チェックポイント）、チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点（着眼点）、法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準（指摘基準）並びにチェックポイントを確認するために用いる書類（確認書類）について定められている。

特別監査

- ・ 一般監査の結果、特別に監査の必要があると認められた施設等及び運営上特に指導を要する認められる施設等を対象に随時実施

社会福祉法人に対する指導監督の流れ

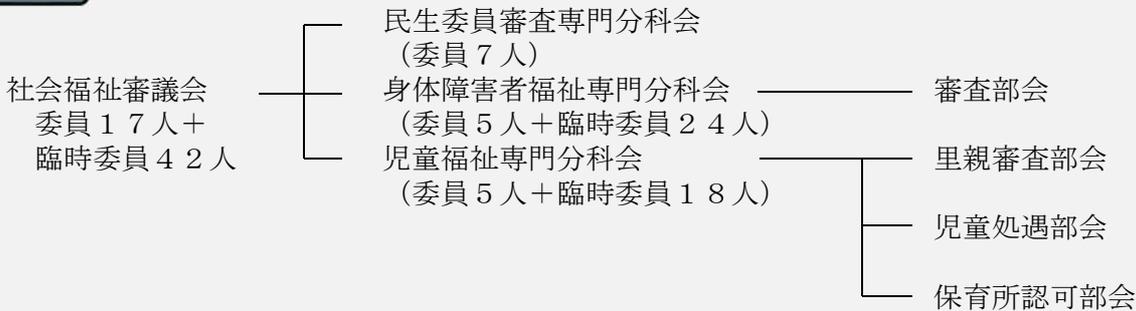
■社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおり。



4 青森県社会福祉審議会の概要

社会福祉に関する事項の調査審議、答申及び関係行政庁に対する意見の具申を行う附属機関として、社会福祉法及び青森県附属機関に関する条例の規定に基づき県に社会福祉審議会を設置している。

組織



- 民生委員審査専門分科会
民生委員の適否に関する調査審議を行う。
- 身体障害者福祉専門分科会
身体障害者の福祉に関する調査審議を行う。
- 児童福祉専門分科会
児童福祉、母子家庭の福祉、母子保健及び知的障害者の福祉に関する調査審議を行う。

委員構成

○社会福祉審議会の委員は、県議会の議員、社会福祉事業従事者及び学識経験者のうちから知事が任命する。

委員の任期

○社会福祉審議会の委員の任期は3年。

※現在の委員の任期は、令和4年9月1日～令和7年8月31日まで

令和5年度の開催状況

○民生委員審査専門分科会：3回

○身体障害者福祉専門分科会審査部会：会議0回、書面審査33回、オンライン審査4回

○児童福祉専門分科会里親審査部会：会議1回、書面審査1回、同児童処遇部会：会議2回、同保育所認可部会：会議0回

第7節 生活保護制度の概要

1 生活保護制度

生活保護制度とは

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる）。

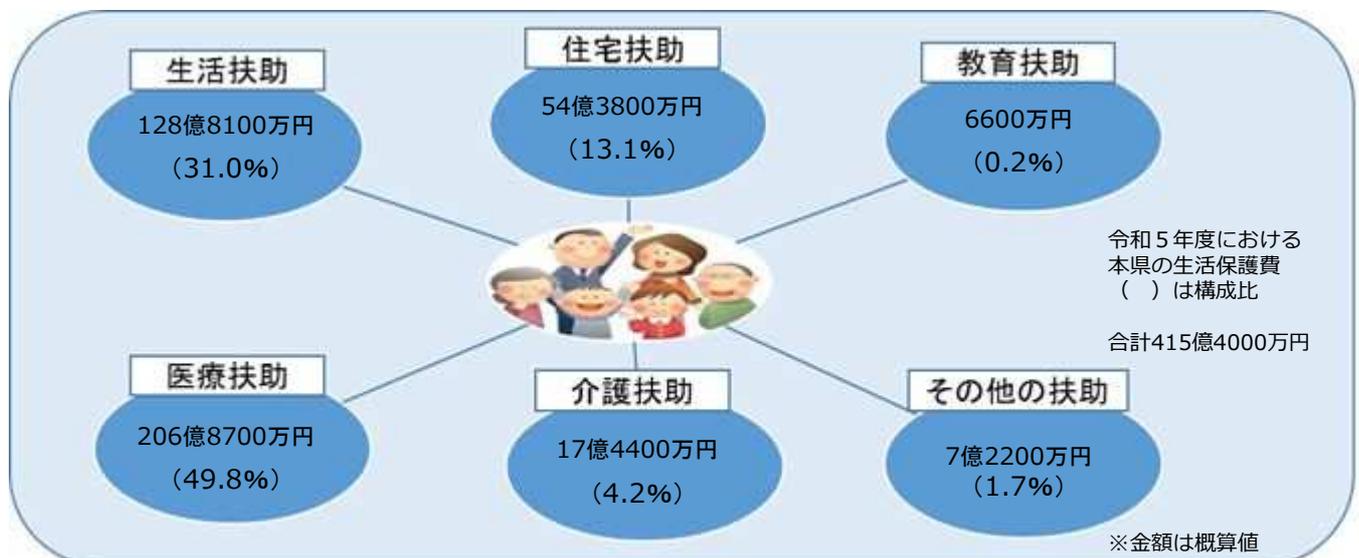
<支給される保護費>

最低生活費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定する。

<保護の種類と内容>

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算がある(母子加算、障害者加算等)。
アパートの家賃等	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な費用	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給



2 本県の現状について

近年の動向

令和5年度の本県の月平均被保護世帯数は22,990世帯、被保護実人員は27,342人、保護率(人口千人に対する被保護実人員の割合)は22.98‰である。

青森県内の被保護世帯数は、平成29年度の24,065世帯をピークに年々減少している。被保護実人員は、平成以降では、平成26年度の30,355人をピークに減少を続けている。保護率は、人口減少の影響により令和元年度に23.45‰まで上昇したが、令和2年度以降は低下している。

令和5年度の被保護世帯を世帯類型別にみると、高齢者世帯の数が最も多く14,822世帯となっており、高齢者世帯のうち単身世帯が13,737世帯と9割を超えている。

被保護世帯全体に占める高齢者世帯の割合は年々上昇し、令和5年度は64.5%となっている。

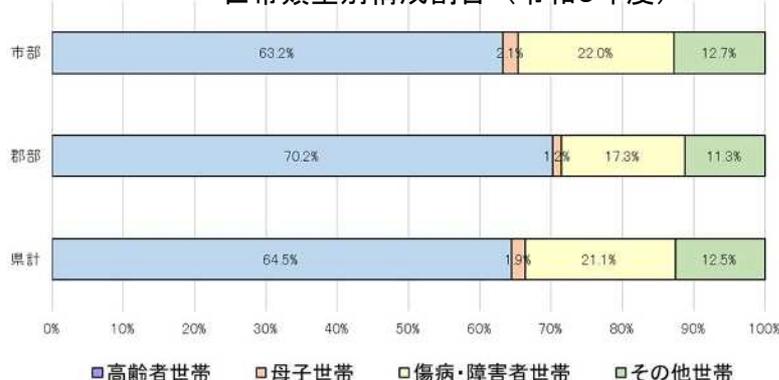
高齢者世帯以外の母子世帯、傷病・障害者世帯及びその他世帯については、世帯数、構成割合いずれも減少傾向となっている。

被保護世帯数・人員数・保護率(H26～R5年度 県平均)



※保護停止中のものを除く

世帯類型別構成割合(令和5年度)



	高齢者世帯			母子	傷病・障害者世帯			その他世帯			合計
	単身	複数	小計		単身	複数	小計	単身	複数	小計	
市部	11,168	828	11,996	397	3,595	570	4,165	1,444	962	2,406	18,964
	58.9%	4.3%	63.2%	2.1%	19.0%	3.0%	22.0%	7.6%	5.1%	12.7%	
郡部	2,568	257	2,825	47	578	118	696	205	252	457	4,026
	63.8%	6.4%	70.2%	1.2%	14.4%	2.9%	17.3%	5.0%	6.3%	11.3%	
県計	13,737	1,085	14,822	444	4,173	688	4,861	1,649	1,213	2,862	22,990
	59.8%	4.7%	64.5%	1.9%	18.1%	3.0%	21.1%	7.2%	5.3%	12.5%	

※各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理の関係上、計が一致しないことがある。

第8節 援護業務の概要

援護業務とは

先の大戦における旧軍人軍属や戦没者遺族、戦傷病者及び戦後長期間中国等に残留せざるを得ず、中高年になってから帰国が叶った方たちの生活の支えや福祉の増進を図るため、また、戦没者等を追悼し平和を祈念するため下記の各種事業を実施するもの。

1 旧軍人・軍属等への援護

(1) 旧軍人・軍属の恩給

旧軍人等が相当年限勤務して退職したとき、公務傷病を負ったり公務死したときに、国が使用者として年金給付を行う。

(2) 軍歴証明

軍歴証明書を交付する。(陸軍のみ)

2 戦没者遺族への援護

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

旧軍人・軍属及び準軍属の公務上の死亡等に関し、遺族に遺族年金等を支給する。

(2) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金・特別給付金

下記に該当する戦没者等の遺族に対し、無利子の記名国債の交付をもって特別弔慰金・特別給付金を支給するもの。

<妻> 公務扶助料等の受給権を有する戦没者の妻

<父母> 戦没者死亡により、氏を同じくする子も孫もいなくなった父母等

<遺族> 戦没者等に関し、一定の日(基準日)における公務扶助料等の受給権を有する者がいない場合の遺族のうち1名

(3) 戦没者遺族相談員

戦没者の遺族の生活等に関する相談に応じ、援護のために必要な指導等を行う。

(4) 戦没者等の慰霊事業

戦没者等を慰霊するため、県戦没者追悼式、沖縄みちのくの塔慰霊祭を挙るとともに、各関係機関等が開催する慰霊祭等に参列する。(全国戦没者追悼式、各市町村等が実施する慰霊祭等)

3 戦傷病者への援護

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

旧軍人・軍属及び準軍属の公務上の負傷等に関し、障害がある方に障害年金等を支給する。

(2) 戦傷病者特別援護法による援護

公務員であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付等を行う。

(3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

増加恩給等の給付を受けている戦傷病者等の妻に対し、無利子の記名国債の交付をもって特別給付金を支給するもの。

4 中国帰国者等への援護

(1) 中国等からの帰国者への支援

戦後中国等に残留した日本人の帰国に関して、国及び県が帰国に伴う諸経費の援助を行う。

(2) 中国残留邦人等への生活支援

戦後長期間にわたり中国等に残留せざるを得ず、年金を掛けられなかったなどの事情を踏まえ、経済的支援を行う。

① 満額の老齢基礎年金の支給

② 生活保護法の規定の例による金銭給付(支援給付制度)

③ 永住帰国前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に配偶者支援金を支給(配偶者支援金制度)

(3) 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう地域支援を促進する事業を行う。

① 地域における支援ネットワーク事業

② 地域生活支援プログラム事業

第9節 県立保健大学

1 法人の概要

県立保健大学は、急速な人口の高齢化等、社会構造の変化や生活水準の向上に伴い、保健・医療・福祉に対するニーズが高度化、多様化し、これまで以上に高度な専門的知識及び豊かな情操を兼ね備えた人材が必要とされていることから、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を培い、幅広い領域で人々の健康及び福祉の向上に貢献できる人材を育成し、本県の保健・医療・福祉の進展を図るため、平成11年4月に開学した。

また、平成20年4月には、公立大学法人化のメリットを生かして教育研究の高度化、大学運営の活性化等を図るとともに、より自律的かつ弾力的な運営を図るため、公立大学法人へ移行した。

項目	内容
法人名	公立大学法人青森県立保健大学
所在地	青森市大字浜館字間瀬58-1
設立認可年月日	平成20年3月24日
設立登記年月日	平成20年4月1日
沿革	<p>平成11年4月 青森県立保健大学開学 (看護学科・理学療法学科・社会福祉学科)</p> <p>平成15年4月 大学院修士課程開設</p> <p>平成17年4月 修士課程⇒博士前期課程(改組) 大学院博士後期課程開設</p> <p>平成20年4月 公立大学法人に移行 栄養学科開設</p> <p>理学療法学科〔入学定員20名→30名(10名増)〕 社会福祉学科〔入学定員40名→50名(10名増)〕</p>

健康科学部		
在学生(1~4年生)	914名	卒業後の資格
内 訳	看護学科	439名 看護師、保健師及び助産師国家試験の受験資格付与
	理学療法学科	128名 理学療法士国家試験の受験資格付与
	社会福祉学科	216名 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の受験資格付与
	栄養学科	131名 栄養士及び栄養教諭一種の免許並びに管理栄養士国家試験の受験資格付与 ※令和元年度入学者からは、卒業時に食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格付与
学位	学士(看護学、理学療法学、社会福祉学、栄養学)	

保健・医療・福祉の連携、統合を図る教育・研究を推進し、保健・医療・福祉に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的に、平成15年4月1日に大学院を開設し、修士課程を設置した。平成17年4月1日には、修士課程を博士前期課程に改組し、新たに博士後期課程を設置した。なお、夜間開講、土・日、夏期集中講義などにより社会人が在職のまま修学できるよう配慮している。

大学院			
研究科名	健康科学研究科	専攻	健康科学専攻
課程	博士前期課程	(修業年限2年) *特例:長期在学コース(3年)	
	博士後期課程	(修業年限3年)	
在学生	77名		
内 訳	博士前期課程	50名 (1年生21名、2年生29名)	
	博士後期課程	27名 (1年生8名、2年生10名、3年生9名)	
学 位	博士前期課程	修士(健康科学、社会福祉学、看護学、公衆衛生学)	
	博士後期課程	博士(健康科学)	

(注) 在学生数は令和6年5月1日現在。

2 理念と使命

理念

公立大学法人青森県立保健大学は、青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、「いのち」を育ててきた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、青森県立保健大学を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。

使命

(1) 人間性豊かな人材の育成

生命に対する深い畏敬の念と倫理観、人間を総合的に把握し理解できる幅広い教養を身に付けた人材を育成する。

(2) 保健、医療及び福祉の発展に寄与できる人材の育成

保健、医療及び福祉の連携・協調に向けて能力を発揮し、中核的な役割を果たせる人材を育成する。

(3) 地域特性へ対応できる人材の育成

気候、風土、生活習慣など、青森県の特徴を考慮しながら問題解決へのアプローチができる人材を育成する。

(4) グローバルな視野をもって活躍できる人材の育成

外国語等のコミュニケーション手段を用い、グローバルな視野をもって活躍できる人材を育成する。

(5) 地域社会への貢献

保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、教育研究成果を広く地域社会に還元するとともに、産学官民の連携した取組による地域貢献活動を展開し、県民の健康と生活の向上に寄与する。

第三期中期目標における基本姿勢

[第三期中期目標期間：令和2年度～令和7年度までの6年間]

第二期中期目標の達成状況を踏まえつつ、大学を取り巻く社会情勢の変化や、大学改革等の動向を的確に捉えながら、理念と使命の実現に向けて積極的に取り組む。

保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、人材の育成及び地域社会への貢献の役割を十分に果たせるよう、自律的に取り組むとともに、地域との連携を推進する。

3 学部生の国家試験合格率

●保健師国家試験及び助産師国家試験の合格率が**100%**であった。

R6年3月31日現在

●看護師国家試験の合格率は99.0%、理学療法士国家試験の合格率は94.4%、社会福祉士国家試験の合格率は93.9%（開学以来最高の数値）、精神保健福祉士国家試験の合格率は92.3%、管理栄養士国家試験の合格率は90.3%と、いずれの試験種別も90%以上と高い結果となった。

卒業期 (年度)	学科名 試験種別	看護学科			理学療法学科	社会福祉学科		栄養学科
		看護師	保健師	助産師	理学療法士	社会福祉士	精神保健福祉士	管理栄養士
18期生 (R1)	受験者	107	30	4	34	51	13	34
	合格者	104	30	4	34	43	12	33
	本学合格率	97.2%	100%	100%	100%	84.3%	92.3%	97.1%
	全国平均	94.7%	96.3%	99.5%	93.2%	29.3%	62.1%	92.4%
19期生 (R2)	受験者	103	30	6	31	46	16	33
	合格者	101	30	6	30	28	15	31
	本学合格率	98.1%	100%	100%	96.8%	60.9%	93.8%	93.9%
	全国平均	95.4%	97.4%	99.7%	86.4%	29.3%	64.2%	91.3%
20期生 (R3)	受験者	105	29	6	30	50	8	34
	合格者	105	29	6	30	41	8	32
	本学合格率	100%	100%	100%	100%	82.0%	100%	94.1%
	全国平均	96.5%	93.0%	99.7%	88.1%	31.1%	65.6%	92.9%
21期生 (R4)	受験者	109	25	5	31	48	10	34
	合格者	106	25	4	31	39	9	33
	本学合格率	97.2%	100%	80.0%	100%	81.3%	90.0%	97.1%
	全国平均	95.5%	96.8%	95.9%	94.9%	44.2%	71.1%	87.2%
22期生 (R5)	受験者	103	29	6	36	49	13	31
	合格者	102	29	6	34	46	12	28
	本学合格率	99.0%	100%	100%	94.4%	93.9%	92.3%	90.3%
	全国平均	93.2%	97.7%	99.3%	95.2%	44.2%	71.1%	80.4%

4 学部生の進路状況

●教員及びキャリア開発センター連携でのきめ細やかで学生の夢がかなう就職支援

⇒学部全体の就職率は**98.6%**で引き続き高い

●病院向け採用力向上セミナー、県内就職卒業生を中心とした就職ガイダンスの実施

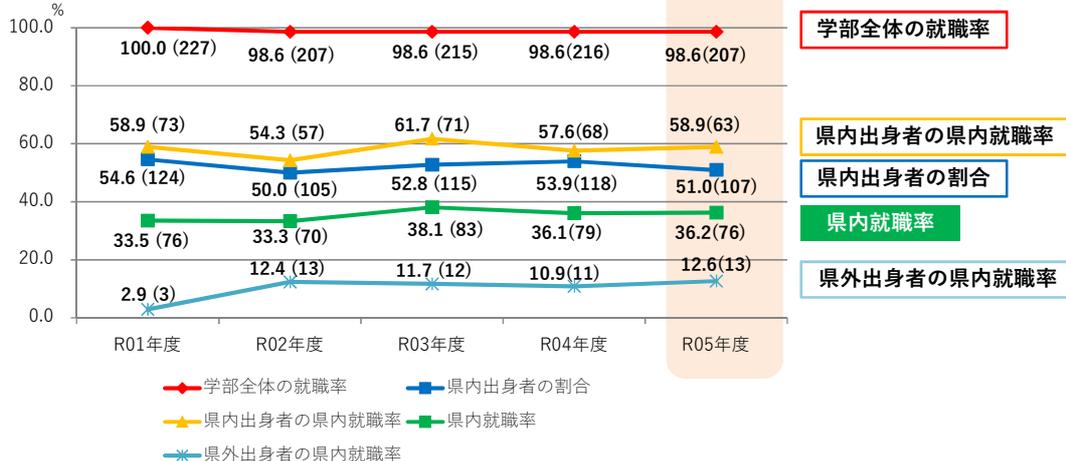
⇒県内就職率は**36.2%**で前年度36.1%よりも**0.1ポイントの増**となり、第3期中期計画目標値を超えている

⇒県内出身者の県内就職率は**58.9%**で前年度57.6%よりも**1.3ポイントの増**

●県内就職＋本学大学院入学学生の増加

⇒Iターンの割合は**12.6%**（13名）で前年度10.9%よりも、**1.7ポイントの増**でR2年度から高めを維持

<学部全体>



(備考1) 各年度5月1日現在の最終内定届提出者の数値である。()は人数である。

(備考2) R01年度以前の数値は、進学かつ就職した者を算定数値から除いていたが、各年度とも含めた形で修正した。

5 地域の専門職へのキャリア育成支援

県立保健大学はキャリア開発センターで大学在学時から卒業後の専門職としてのキャリアアップ支援、県内の保健医療福祉の質の向上に資する人材のキャリア形成支援を行っている

看護学科地域定着（キャリア形成支援）

●各圏域の中核病院と連携し、地域包括ケアの中心となる役割を担える看護職の育成を目的とした、入試から卒業後まで切れ目ないキャリア支援を行う取り組みであり、令和6年度に1期生が卒業する。

⇒看護学科に5名の入試枠を設け、地域貢献への意思を確認するための特別な選抜で入学

⇒学部生の間、通常の教育や資格取得支援に加え、県内連携病院との意見交換や見学、インターン経験蓄積

⇒希望する連携病院に就職した後、その圏域の地域包括ケアに参加する病院や施設でのローテーション勤務

⇒地域包括ケアの中心を担える看護職に育ち、定着・活躍・高度キャリア取得へ

病院・職能団体への協力・参与による高度専門職キャリア支援（例）

●認定看護師養成支援

八戸市立市民病院との連携協定をもとに、クリティカルケア認定看護師教育課程開設のために、経験にもとづく支援（協働）を行っている

●認定看護管理者養成支援

青森県看護協会との連携協定をもとに、高度な看護管理者育成の教育である、認定看護管理者セカンドレベル（看護師長級）及びサードレベル（看護部長級）の教育を行っている。

●臨床実習指導者養成支援

社会福祉士は本学が養成機関となり、看護職、理学療法士はそれぞれ職能団体が担っている臨床実習指導者の養成に中心的に参加している。

県からの委託による専門職育成事業

●社会福祉研修の実施

社会福祉士施設従事者及び社会福祉行政従事職員の質の向上のための研修の企画と実施

●児童福祉士等義務研修

児童福祉相談所職員及び子どもの家庭相談等に携わる職員の質の向上のための研修の企画と実施

6 大学院の機能を活用した高度専門職業人の育成

県立保健大学は、大学院教育の中で、地域の健康と福祉の未来を担う研究者や高度専門職業人の育成しており、第三期中期目標・中期計画期間では計36名が修了し、県内の病院や大学を中心に活躍している。

また、CNS（専門看護師）コースや修士（公衆衛生学）学位プログラムを開設し、より専門的な分野での人材も育成している。

CNS（専門看護師）コース

平成28年度から青森県で唯一のがん看護専門看護師のコースを開設している。

本コースでは、がん患者・家族に対して、「いつでも、どこでも、だれにでも」質の高いがん看護を提供するため、患者・家族、様々な職種や施設間をつなぐ調整力を備えた、がん看護専門看護師を育成している。第三期中期目標・中期計画期間では計3名が修了し、地域包括ケアシステムの中で、がん患者ががんになっても住み慣れた地域で最後まで過ごせるように、県内の病院で活躍している。

修士（公衆衛生学）学位プログラム

東北で2校目となる公衆衛生学に特化した学位（修士）プログラムを、令和5年度から開設している。

青森県の公衆衛生上の問題でもある、地域住民の健康寿命の延伸や生活の質の向上、感染症等の健康危機管理、地域包括ケア等を先導する高度な公衆衛生人材の育成を目指している。また、令和6年度からは県の保健所医師の不足等を解消するための「青森県社会医学系専門研修プログラム」における教育科目としても活用されることとなった。令和5、6年度には、多様な背景（医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、看護師・保健師など）を持つ計18名が入学し、将来的な活躍が期待される。

第10節 災害救助等

1 災害救助等の概要

(1) 災害救助法の適用



(2) 法による救助の実施

・災害救助法による救助は県知事が行い、市町村長がこれを補助するが、救助の迅速性・的確性を図るために、事務の一部を県知事から市町村長に委任することができる。

<救助の種類>

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の供与 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品の給与及び飲料水の供給 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与等 | ⑧ 埋葬 |
| ④ 医療及び助産 | ⑨ 死体の捜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 土石等の障害物の除去 |

<救助の程度、方法及び期間>

- ・内閣総理大臣が救助の種類毎に定める基準による。

(3) 災害弔慰金等の支給

・災害救助法の適用と連動して市町村が実施する支援。

- ① 遺族への災害弔慰金の支給
- ② 重度の障害を負った方への災害障害見舞金の支給
- ③ 被災者への災害援護資金の貸付け

(4) 青森県の災害救助法適用状況

・青森県では、災害救助法が制定された昭和22年から令和5年度まで、101回の災害救助法適用災害が発生している。

年度	災害名	適用市町村	救助費用額
令和3年度	台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害	むつ市、七戸町 風間浦村	50,138千円
令和4年度	令和4年8月3日からの大雨による災害	弘前市ほか13市町村	107,713千円
令和5年度	令和5年7月7日からの大雨による災害	深浦町	732千円 ※精算監査前の額

(右図：直近の適用災害)

2 災害救助基金及び災害救助用備蓄物資

- ・災害救助法を適用して救助を実施する場合の費用等に充てるため、県は災害救助法の規定に基づき、災害救助基金を積み立てている。
- ・備蓄物資については、災害救助法の適用がない災害であっても、県の「災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱」に基づき救助に使用することとしている。

基金の種類 (R6.4.1現在)	現金	備蓄物資	計
金額	578,689,231円	71,987,175円	650,676,406円
内容	定期預金	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布 (44,450枚) ・タオルケット (12,000枚) ・バスタオル (12,000枚) ・タオル (5,000枚) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ろうそく (8,000個) ・食料 (157,050食) ・飲料水 (20,232ℓ) ・簡易トイレ (86,100回分)

3 青森県災害福祉広域支援ネットワークの現況

(1) 青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会及び青森県災害福祉支援チームの概況

【青森県災害福祉広域ネットワーク協議会】

大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、平成28年9月に16団体により設置。

○ 協議会は、次に掲げる事項を協議検討するものとする。

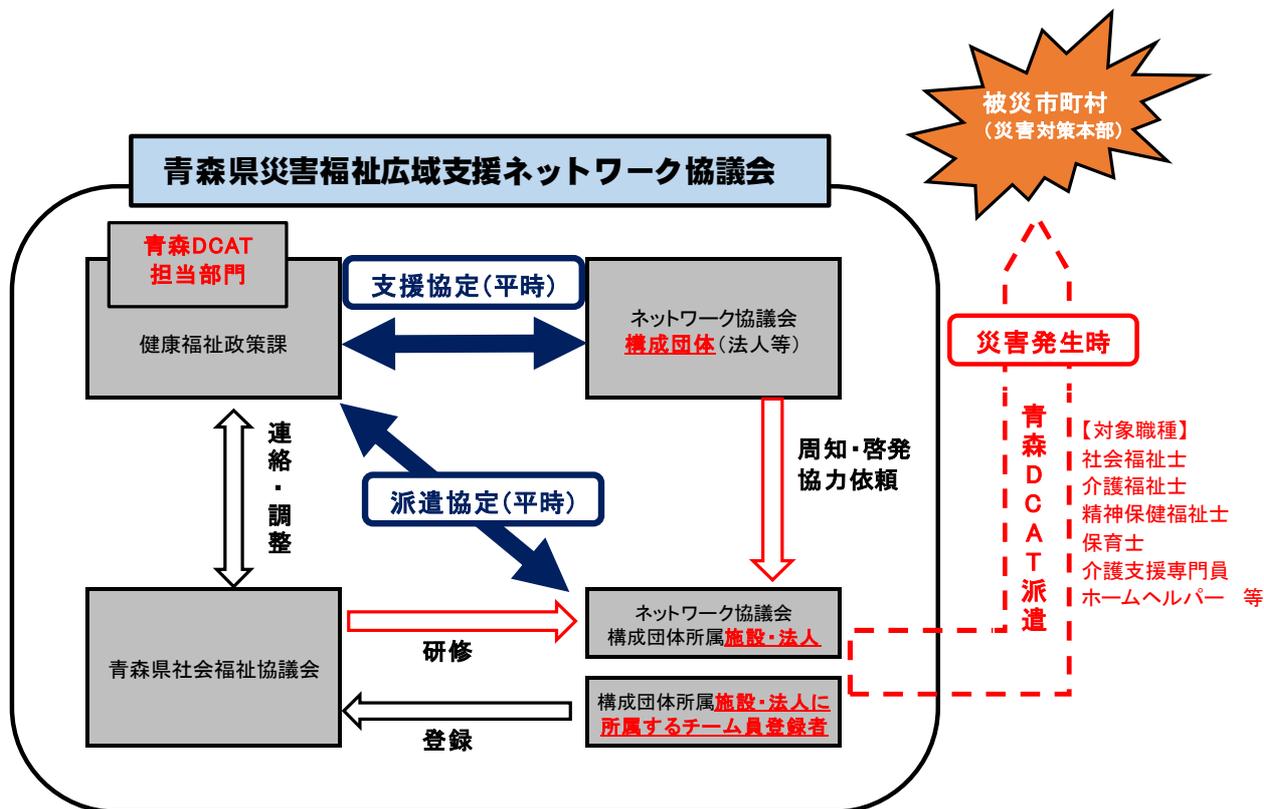
- (1) 青森県災害福祉広域支援ネットワークの構築に関すること。
- (2) 大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。
- (3) 大規模災害に備えたチーム員の養成及び青森DCATの編成に関すること。

【青森県災害福祉支援チーム(青森DCAT)】

県は、災害発生時に、要配慮者の二次被害防止を目的に被災地で活動するための研修を受け、青森県災害福祉支援チームの構成員として登録を受けた者が所属する施設と青森DCAT派遣に係る協定を締結。

- チーム編成：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー等の福祉専門職のうち当該業務経験が3年以上で研修を修了した者をチーム員として登録。原則として、1チーム6人で編成。
- 活動場所：一般避難所、福祉避難所、その他の避難所等
- 活動内容：①避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング、②要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援等。
- 活動期間：原則として災害の初期（発災後5日間の活動を標準）

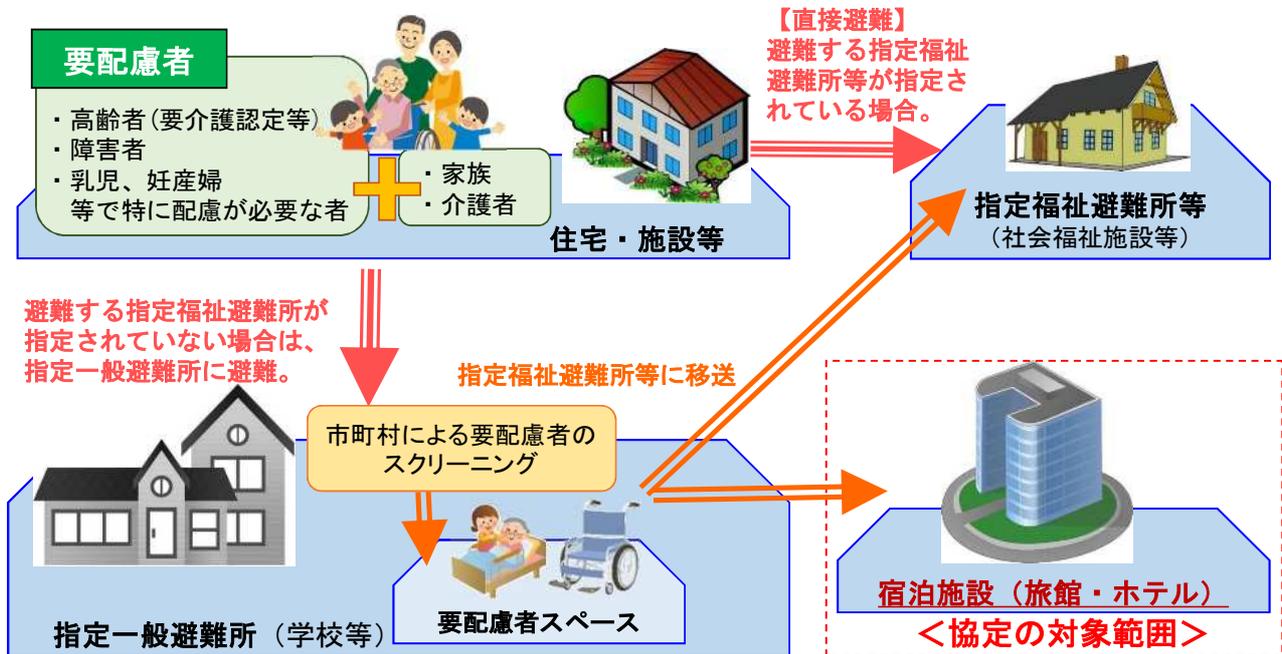
(2) 青森県災害福祉支援チーム（青森DCAT）に係る組織図



4 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

(1) 趣旨・目的

- 大規模災害時には、高齢者や障害者、乳児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、多様な避難場所を確保することが必要である。
- 青森県と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合は、要配慮者等の宿泊施設への避難支援が円滑に実施できるよう、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を締結した（平成28年11月17日）。



(2) 内容

①大規模災害（地震、津波、風水害、原子力災害等）が発生した時

②県からの要請に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合は、県が行う要配慮者等への支援に可能な範囲で協力する

要配慮者等

- ・高齢者(要介護認定等)
- ・障害者
- ・乳児、妊産婦
等で特に配慮が必要な者

- ・家族
- ・介護者

協力の範囲

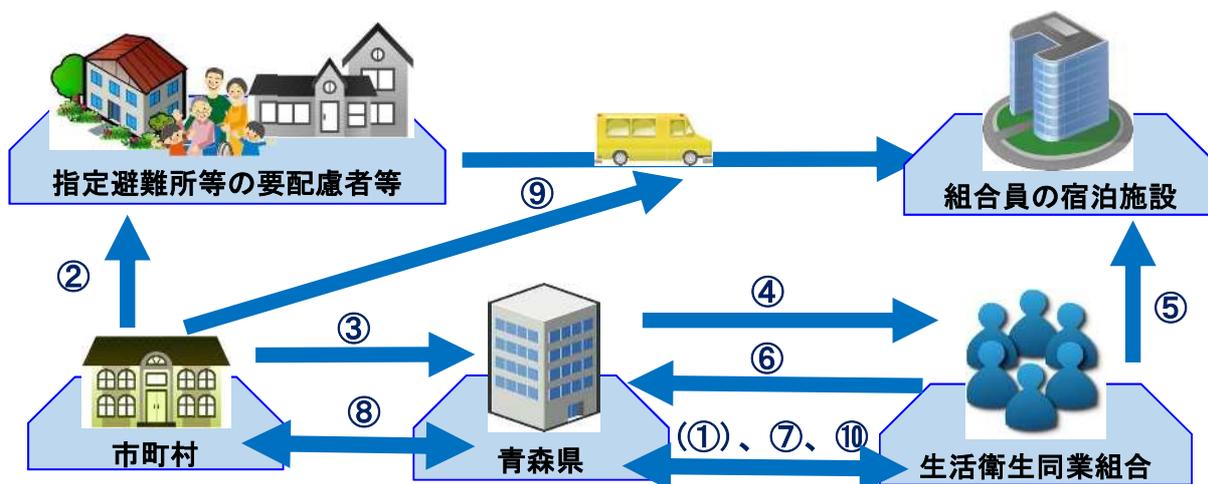
- ・組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊（入浴・食事の提供を含む）
- ・組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送
- ・組合における組合員等との調整

協力の期間

- ・受入れが可能になった日から、要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により、宿泊施設を利用しなくなるまでの期間

③協力に要した費用は県が負担する（組合との間で委託契約を締結）

(3) 要配慮者等の避難支援に係る体制図 (実施細目で規定)



- ① 県と組合は、平時から連絡責任者名簿及び宿泊施設名簿を作成する。
- ② 市町村は、指定避難所等で避難生活の上で特に配慮が必要な要配慮者等を把握する。
- ③ 市町村は、県に対して、要配慮者等の宿泊施設への避難支援を要請する。
- ④ 県は、組合に対して、要配慮者等の宿泊施設への避難支援について協力を要請する。
- ⑤ 組合は、組合員が所有する宿泊施設の状況を調査し、とりまとめる。
- ⑥ 組合は、県に対し、応諾の可否と要配慮者等の受け入れが可能な宿泊施設を報告する。
- ⑦ 県は、組合と協議のうえ受け入れを行う宿泊施設を決定する。
- ⑧ 県は、市町村に対し、要配慮者等の受け入れを行う宿泊施設を通知し、移送の調整を行う。
- ⑨ 市町村は、要配慮者等を宿泊施設へ移送する。また、引き続き避難状況を把握し、必要な支援を行う。
- ⑩ 県と組合は、要配慮者等の避難支援に関する委託契約を締結し、業務完了後、費用の精算を行う。

5 大規模災害時における保健医療活動の総合調整について

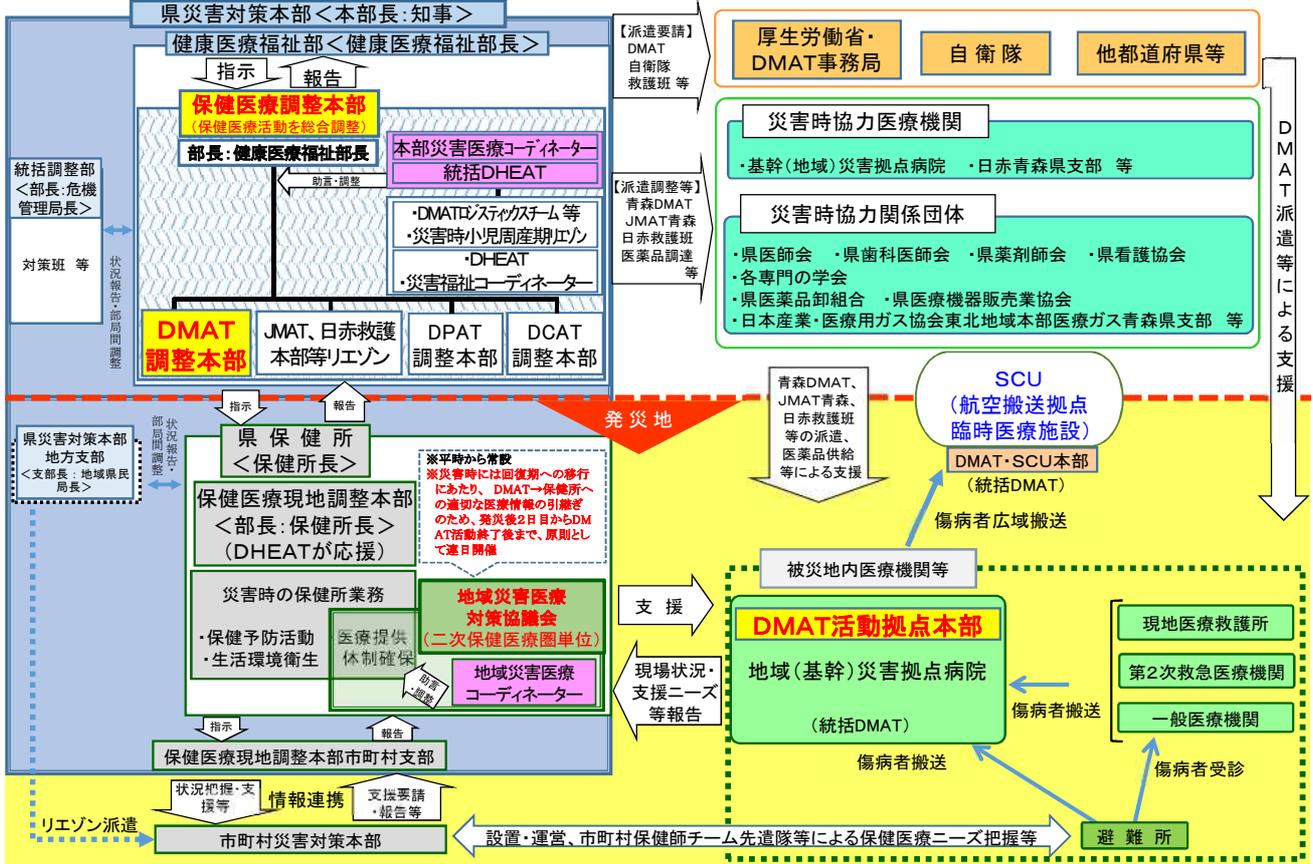
県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の共有、整理及び分析等の保健医療活動に係る総合的な調整を遅滞なく行うための青森県保健医療調整本部を設置する他、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療活動に係る現地での調整を行う青森県保健医療現地調整本部を、必要に応じて被災市町村を所管する県保健所に設置することとする。

(1) 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所
超急性期(48時間迄) ～ 移行期(約5日間迄)	急性期医療ニーズへの対応	DMAT活動拠点 (災害拠点病院等)
回復期～慢性期	避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応	・避難所 ・福祉避難所

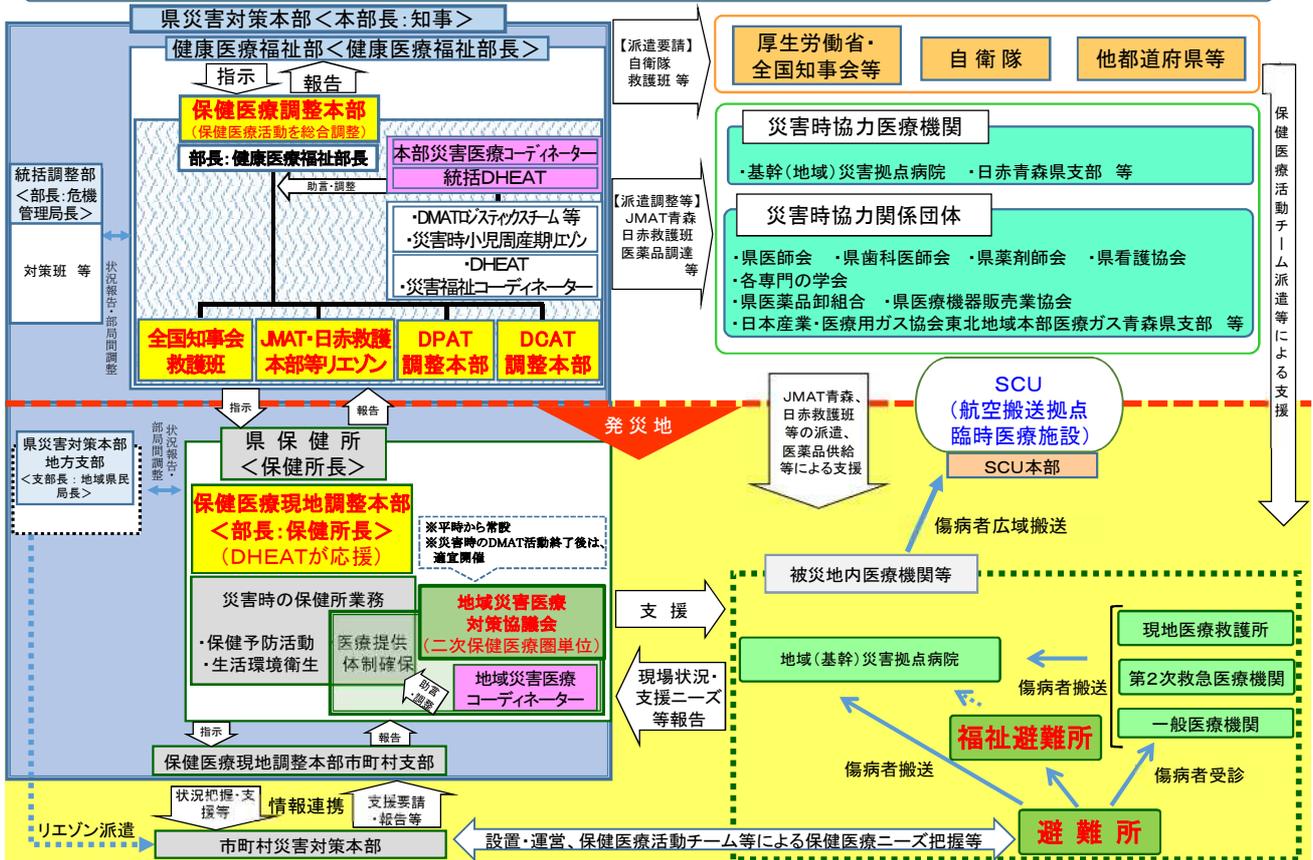
青森県における大規模災害時の体制【超急性期(～48時間)～移行期(～約5日間)】

～DMAT等による急性期医療ニーズへの対応が活動の中心～



青森県における大規模災害発生時の体制【回復期(DMAT活動終了後)～慢性期】

～避難所等での健康管理及び精神、福祉支援ニーズへの対応が活動の中心～



第11節 令和5年青森県人口動態統計（概数）の概況

1 出生数は減少。

○出生数 R5：5,696人（△289人）← R4：5,985人
 ○合計特殊出生率 R5：1.23（△0.01ポイント）← R4：1.24（全国34位） ※全国 R5：1.20 ← R4：1.26

2 死亡数・死亡率が増加。

	死亡数			死亡率(人口10万対)			
	R5	R4	増減	R5(全国値)	R4(全国値)	増減(全国値)	
総数	20,835人	20,117人	+718人	1,770.2(1,300.3)	1,679.2(1,285.8)	+91.0(+14.5)	
三大生活習慣病	悪性新生物	5,055人	5,051人	+4人	429.5(315.6)	421.6(316.1)	+7.9(△0.5)
	心疾患	2,976人	2,955人	+21人	252.8(190.7)	246.7(190.9)	+6.1(△0.2)
	脳血管疾患	1,488人	1,486人	+2人	126.4(86.2)	124.0(88.1)	+2.4(△1.9)
老衰	2,405人	2,222人	+183人	204.3(156.7)	185.5(147.1)	+18.8(+9.6)	
新型コロナウイルス感染症(※)	423人	498人	△75人	35.9(31.4)	41.6(39.0)	△5.7(△7.6)	

3 乳児死亡数は増加、新生児死亡数は令和4年と同数、周産期死亡数は減少。

○乳児死亡 R5：12人（+3人）←R4：9人
 ○新生児死亡 R5：4人（±0人）←R4：4人
 ○周産期死亡 R5：14件（△5件）←R4：19件

4 自殺者数は増加。

○自殺者数 R5：209人（△33人）← R4：242人

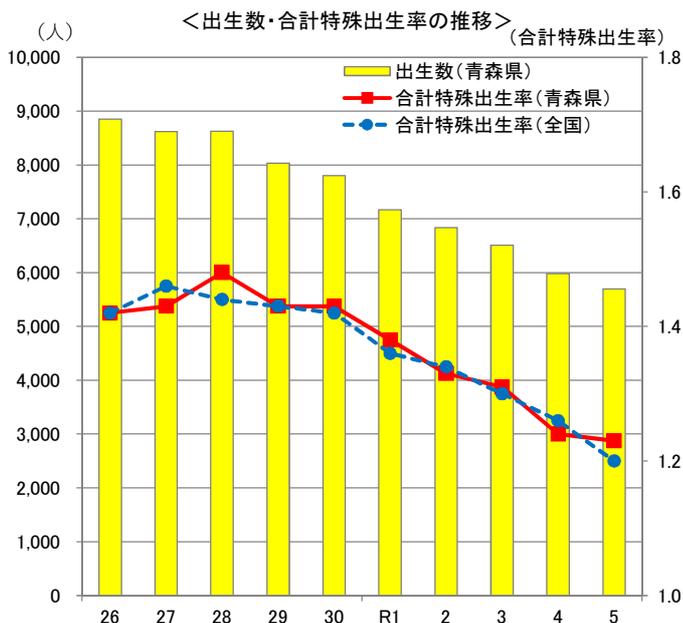
5 婚姻件数は減少。

○婚姻件数 R5：3,326組（△330組）← R4：3,656組

1 出生数は減少。

○合計特殊出生率も低下。→全国と同様の傾向

○出生数 R5：5,696人（△289人）← R4：5,985人
 ○合計特殊出生率 R5：1.23（△0.01ポイント）← R4：1.24
 ※全国 R5：1.20 ← R4：1.26



県の取組

- 1 学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金**
 - 小中学生の給食費の無償化を最優先として、子育て費用を無償化する市町村に対して交付金を交付
- 2 不妊治療に対する助成制度**
 - 公的医療保険の対象となる生殖補助医療の自己負担を全額支援する制度を創設
- 3 乳幼児はつらつ育成事業**
 - 未就学児を対象に市町村が給付した医療費自己負担の2分の1を助成
- 4 3歳未満児の保育料軽減事業**
 - 第3子以降の3歳未満児に係る保育料を軽減するための経費の一部を市町村に対し補助
- 5 地域子ども・子育て支援事業**
 - 市町村が実施する病児保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業を促進し、満足度の高い保育を推進

参考：15～49歳女性人口の推移(青森県)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
244,000	237,177	232,000	226,000	219,000	212,000	208,402	203,000	197,000	188,000

【出典】H24～26、H28～R1、R3～5→都道府県別推計日本人口(各年10月1日現在)、H27・R2→国勢調査基準人口(日本人)

2 死亡数・死亡率が増加。

○死亡数は20,835人と前年比718人増、死亡率は1,770.2と前年比91.0ポイント増。

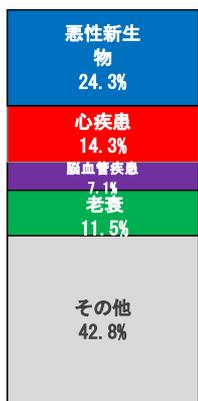
【内訳】・三大生活習慣病のうち悪性新生物による死亡は前年比4人増の5,055人、心疾患による死亡は前年比21人増の2,976人。

・老衰による死亡は高齢化に伴って年々増加しており、前年比183人増の2,405人。→全国と同様の傾向

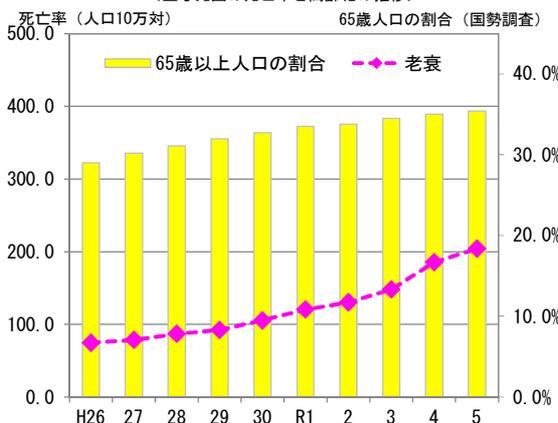
・新型コロナウイルス感染症による死亡は423人、死亡率は35.9。

	死亡数			死亡率(人口10万対)			
	R5	R4	増減	R5(全国値)	R4(全国値)	増減(全国値)	
総数	20,835人	20,117人	+718人	1,770.2(1,300.3)	1,679.2(1,285.8)	+91.0(+14.5)	
三大生活習慣病	悪性新生物	計 5,055人	計 +4人	429.5(315.6)	421.6(316.1)	+7.9(Δ0.5)	
	心疾患	計 9,519人 2,976人	計 9,492人 2,955人	計 +27人 +21人	252.8(190.7)	246.7(190.9)	+6.1(Δ0.2)
	脳血管疾患	1,488人	1,486人	+2人	126.4(86.2)	124.0(88.2)	+2.4(Δ1.9)
老衰	2,405人	2,222人	+183人	204.3(156.7)	185.5(147.1)	+18.8(+9.6)	
新型コロナウイルス感染症(※)	423人	498人	Δ75人	35.9(31.4)	41.6(39.0)	Δ5.7(Δ7.6)	

<R5年死因別構成比>



<主な死因の死亡率と高齢化の推移>



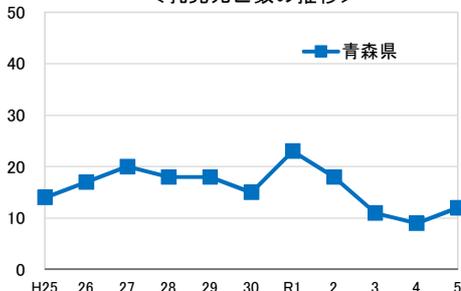
県の取組

- がんの早期発見・早期治療のための取組**
 - がん検診の精度管理向上等に向けた市町村、関係機関への働きかけ
 - 市町村が行う大腸がん検診の未受診者対策の支援
- 循環器病対策普及啓発事業**
 - 青森県脳卒中・心血管病対策推進計画に基づく、県民に対する循環器病に関する正しい知識の普及啓発
- 生活習慣の改善に向けた取組**
 - 運動習慣の定着・改善に向けた機運醸成の促進と、若年世代の野菜摂取促進のための情報発信
- 職域に向けた取組**
 - がん検診の受診率向上のため、個別の事業所に対してがん検診相談員の派遣

3 乳児死亡数は増加、新生児死亡数は令和4年と同数、周産期死亡数は減少。

	死亡数			死亡率 (乳児・新生児は出生千対、周産期は出産千対)		
	R5	R4	増減	R5(全国値)	R4(全国値)	増減(全国値)
乳児死亡	12人	9人	+3人	2.1(1.8)	1.5(1.8)	Δ0.6(±0)
新生児死亡	4人	4人	±0人	0.7(0.8)	0.7(0.8)	±0.(±0)
周産期死亡	14件	19件	Δ5件	2.5(3.3)	3.2(3.3)	Δ0.7(±0)

<乳児死亡数の推移>



<新生児死亡数の推移>



<周産期死亡率の推移>



県の取組

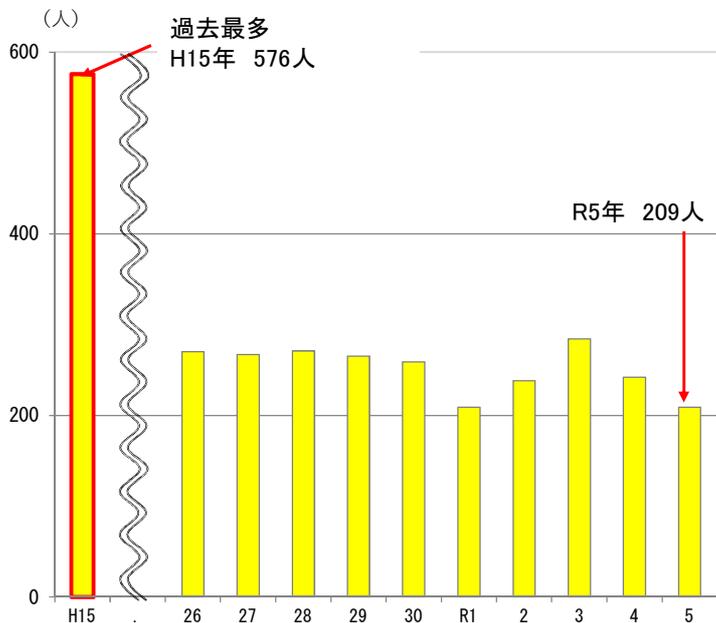
- 青森県立中央病院総合周産期母子医療センター(平成16年10月から稼働開始)を中心とした「青森県周産期医療体制整備計画」の運用**
 - 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等の機能分担と連携による24時間対応可能な周産期の救急対応
 - 母体・胎児搬送及び新生児搬送、並びに母体胎児集中治療室(MFICU)、新生児集中治療室(NICU)等の確保を含めた周産期医療の提供が可能な体制
- ハイリスク妊産婦への支援強化**
 - 周産期母子医療センターに遠方から通院するハイリスク妊産婦が早期から安心して治療を受けられるよう、交通費等の支援体制を整備

4 自殺者数は減少。

○過去最多の平成15年以降で最少。

○自殺者数 R5 : 209人 (△33人) ← R4 : 242人
(過去最多のH15年値 (576人) の36.3%)

＜自殺者数の推移＞



県の取組

1 いのち支える青森県自殺対策計画(第2期)の推進

- ① 重点施策に対する支援
 - ・若年者を主な対象としたSNSを活用した相談事業
 - ・生活、経済困窮者等を対象とした生活と健康をつなぐ法律相談
 - ・介護支援専門員や中小企業関係者に対するゲートキーパー養成 等
- ② 県民に対する普及啓発、支援体制整備
 - ・メディアを活用したところの相談窓口の周知
 - ・自殺対策を推進する民間団体への支援
 - ・NPO法人による電話相談事業の補助
 - ・地域自殺対策推進センターによる相談、人材育成、自死遺族支援 等
- ③ 市町村の自殺対策の支援
 - ・市町村自殺対策担当者連絡会の実施
 - ・自殺対策ネットワーク連絡会(県型保健所単位で実施)

2 令和6年度の重点的な取組

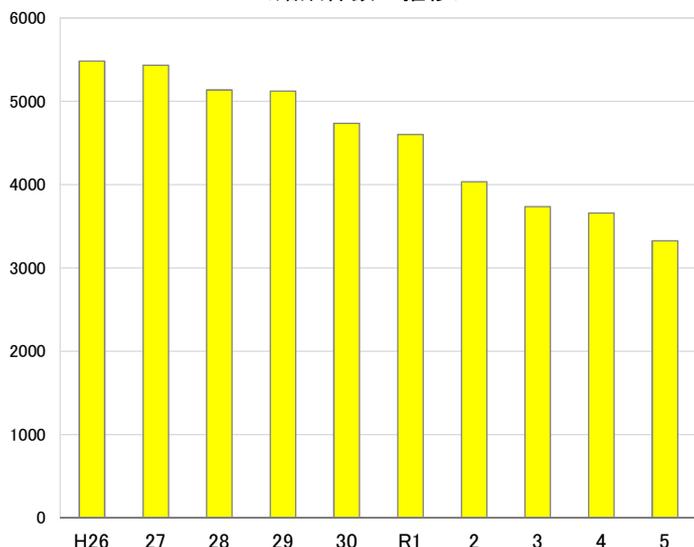
- ・メディアを活用したところの相談窓口の普及啓発の強化
- ・ゲートキーパー養成研修の継続
- ・SNSを活用した相談事業の拡充
- ・こども・若者自殺危機対策チームの設置

5 婚姻件数は減少。

○若年人口の減少、結婚に関する個人の価値観の変化等により婚姻件数は年々減少。

○婚姻件数 R5 : 3,326組 (△330組) ← R4 : 3,656組

＜婚姻件数の推移＞



県の取組

1 あおもり結婚ムーブメント創出事業

- ① 「AI (あい) であう」の利用促進及びあおもり出会いサポートセンターによる出会いの支援

結婚を希望する男女のマッチングを行う「AI (あい) であう」が、更に多くの方に利用いただけるよう周知を図るとともに、あおもり出会いサポートセンターを通じて「AI であう」の会員に対して、お見合いや実際成立に向けたサポートを行う。
- ② あおもり結婚ムーブメントの創出

結婚に対する関心がまだ低い方や結婚に一步踏み出せない方などを対象に結婚応援イベントを開催するほか、婚活イベントモデルの構築や結婚応援パスポート事業の実施などにより、結婚ムーブメントの創出に取り組む。
- ③ 若年者や親世代に対する結婚支援情報の提供

結婚に関するデータや、県や市町村の結婚支援の取組を紹介する結婚支援情報誌を制作・配布するとともに、新聞での広報を行う。

参考: 20~49歳人口の推移(青森県男女計)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
428,000	416,178	407,000	399,000	389,000	377,000	373,540	364,000	352,000	342,000

【出典】H24~26、H28~R1、R3~5→都道府県別推計日本人口(各年10月1日現在)、H27・R2→国勢調査基準人口(日本人)

第1表 都道府県別平均寿命（令和2年都道府県別生命表）

順位	男		女	
	都道府県	平均寿命（年）	都道府県	平均寿命（年）
…	全 国	81.49	全 国	87.60
1	滋 賀	82.73	岡 山	88.29
2	長 野	82.68	滋 賀	88.26
3	奈 良	82.40	京 都	88.25
4	京 都	82.24	長 野	88.23
5	神奈川	82.04	熊 本	88.22
6	石 川	82.00	島 根	88.21
7	福 井	81.98	広 島	88.16
8	広 島	81.95	石 川	88.11
9	熊 本	81.91	大 分	87.99
10	岡 山	81.90	富 山	87.97
11	岐 阜	81.90	奈 良	87.95
12	大 分	81.88	山 梨	87.94
13	愛 知	81.77	鳥 取	87.91
14	東 京	81.77	兵 庫	87.90
15	富 山	81.74	神奈川	87.89
16	兵 庫	81.72	沖 縄	87.88
17	山 梨	81.71	東 京	87.86
18	宮 城	81.70	高 知	87.84
19	三 重	81.68	福 井	87.64
20	島 根	81.63	佐 賀	87.78
21	静 岡	81.59	福 岡	87.70
22	香 川	81.56	香 川	87.64
23	千 葉	81.45	宮 崎	87.60
24	埼 玉	81.44	重 慶	87.59
25	佐 賀	81.41	新 潟	87.57
26	山 形	81.39	鹿 児 島	87.53
27	福 岡	81.38	愛 知	87.52
28	鳥 取	81.34	岐 阜	87.51
29	新 潟	81.29	宮 城	87.51
30	徳 島	81.27	千 葉	87.50
31	宮 崎	81.15	静 岡	87.48
32	愛 媛	81.13	山 口	87.43
33	群 馬	81.13	徳 島	87.42
34	山 口	81.12	長 崎	87.41
35	和 歌 山	81.03	山 形	87.38
36	長 崎	81.01	大 阪	87.37
37	栃 木	81.00	和 歌 山	87.36
38	鹿 児 島	80.95	愛 媛	87.34
39	北 海 道	80.92	埼 玉	87.31
40	茨 城	80.89	群 馬	87.18
41	大 阪	80.81	秋 田	87.10
42	高 知	80.79	北 海 道	87.08
43	沖 縄	80.73	岩 手	87.05
44	岩 手	80.64	茨 城	86.94
45	福 島	80.60	栃 木	86.89
46	秋 田	80.48	福 島	86.81
47	青 森	79.27	青 森	86.33

資料：厚生労働省 令和2年都道府県別生命表

第2表 青森県市町村別平均寿命（令和2年市区町村別生命表）

男性			女性		
県内順位	市町村名	平均寿命	県内順位	市町村名	平均寿命
1	青森市	79.9	1	三沢市	87.1
1	藤崎町	79.9	1	つがる市	87.1
3	三沢市	79.8	3	板柳町	86.9
3	平川市	79.8	3	五戸町	86.9
5	つがる市	79.6	5	十和田市	86.7
5	田子町	79.6	5	三戸町	86.7
7	五所川原市	79.5	5	新郷村	86.7
8	七戸町	79.4	8	西目屋村	86.6
9	おいらせ町	79.4	8	大間町	86.6
10	蓮田村	79.4	10	外ヶ浜町	86.5
11	大鰐町	79.4	10	鶴田町	86.5
12	八戸市	79.3	10	野辺地町	86.5
13	階上町	79.3	13	階上町	86.4
14	板柳町	79.3	13	横浜町	86.4
15	黒石市	79.3	13	深浦町	86.4
16	横浜町	79.3	13	六戸町	86.4
17	西目屋村	79.3	17	八戸市	86.4
18	十和田市	79.2	18	弘前市	86.4
19	外ヶ浜町	79.2	19	鱒ヶ沢町	86.4
20	野辺地町	79.2	20	東北町	86.3
21	弘前市	79.2	21	おいらせ町	86.3
22	田舎館村	79.1	22	中泊町	86.3
23	五戸町	79.1	23	五所川原市	86.3
24	今別町	79.1	24	青森市	86.2
25	佐井村	79.0	25	蓮田村	86.2
26	深浦町	79.0	26	田子町	86.2
27	鶴田町	78.9	27	南部町	86.2
28	南部町	78.9	28	平内町	86.2
29	鱒ヶ沢町	78.8	29	藤崎町	86.2
30	中泊町	78.7	30	東通村	86.1
31	新郷村	78.7	31	佐井村	86.1
32	東北町	78.7	32	黒石市	86.0
33	六戸町	78.7	33	平川市	86.0
34	平内町	78.6	34	六ヶ所村	85.9
35	風間浦村	78.6	35	七戸町	85.9
36	三戸町	78.5	36	風間浦村	85.8
37	むつ市	78.4	37	むつ市	85.6
38	大間町	78.4	38	大鰐町	85.6
39	六ヶ所村	78.3	39	田舎館村	85.5
40	東通村	78.1	40	今別町	85.5
青森県		79.3	青森県		86.3
全国		81.5	全国		87.6

※県内順位は、高い方から掲載している。全国順位は、全国1,888市町村中、低い方から掲載している。

※同値の場合は、小数点第2位以下で比較して順位付けしている。

資料：厚生労働省 令和2年区町村別生命表

第3表 都道府県別年齢調整死亡率（令和2年）

	全死因		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎		不慮の事故		自殺	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位
全国	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
北海道	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
青森	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
岩手	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
宮城	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
秋田	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
山形	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
福島	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
茨城	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
栃木	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
群馬	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
埼玉	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
千葉	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
東京都	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
神奈川県	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
新潟	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
富山	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
石川	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
福井	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
山梨	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
長野	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
岐阜	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
静岡県	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
愛知県	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
三重	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
滋賀	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
京都	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
大阪	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
兵庫県	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
奈良	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
和歌山	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
鳥取	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
徳島	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
香川	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
愛媛	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
高知	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
福岡	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
佐賀	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
長崎	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
熊本	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
大分	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
宮崎	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
鹿児島	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
沖縄	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###

※都道府県の順位は高率順である。「平成27年 人口動態統計 人口動態統計特殊報告 資料：厚生労働省」の男女別にみた粗死亡率の高率順である。

第4表 民生委員・児童委員の内容別相談・支援件数

年度	在宅福祉	介護保険	健康 保健医療	子育て 母子保健	子どもの 地域生活	子どもの 教育 学校生活	生活費	年金保険	仕事	家庭関係	住居	生活環境	日常的な 支援	その他	計
令和元	2,907	780	1,820	643	3,791	1,945	1,386	363	645	1,284	605	2,242	9,869	10,703	38,983
令和2	2,721	753	1,408	575	3,352	1,076	1,063	292	510	1,201	639	2,199	10,622	9,452	35,863
令和3	2,828	851	1,926	629	3,495	1,151	1,154	317	579	1,225	620	2,382	11,643	10,223	39,023
令和4	3,004	804	1,688	585	3,664	1,141	1,116	291	447	1,021	731	2,453	10,864	11,133	38,942
令和5	2,654	830	1,531	569	4,292	1,301	918	307	384	954	574	2,180	10,900	9,862	37,256

※青森市分、八戸市分を除いた数。

第5表 民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数

年度	高齢者に関する こと	障害者に関する こと	子どもに関する こと	その他	計
令和元	21,465	2,431	7,016	8,071	38,983
令和2	19,763	2,229	6,132	7,739	35,863
令和3	22,042	2,380	6,478	8,123	39,023
令和4	21,801	2,236	6,457	8,448	38,942
令和5	20,761	1,758	7,073	7,664	37,256

※青森市分、八戸市分を除いた件数。

第6表 生活福祉資金年度別貸付決定状況

年度	総合支援資金		福祉資金		教育支援資金		不動産担保型		要保護世帯向け	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
令和元	4	1,093,000	31	5,901,000	11	13,868,730	0	3,247,000	1	19,938,501
令和2	9	2,790,000	43	5,833,700	11	7,346,740	0	2,721,525	1	13,488,167
令和3	5	2,177,000	21	2,272,000	2	2,315,000	0	1,032,000	0	11,378,195
令和4	0	42,000	5	1,900,000	0	840,000	0	1,032,000	1	13,312,573
令和5	1	396,000	5	886,670	5	686,000	0	508,461	0	6,106,534

第7表 臨時特例つなぎ資金貸付決定状況

年度	件数	金額(円)
令和元	0	0
令和2	0	0
令和3	0	0
令和4	0	0
令和5	0	0

第8表 社会福祉法人数（令和6年4月1日現在）

	社会福祉協議会	共同募金会	社会福祉事業団	施設経営法人	計
県所管法人	32	1	0	162	195
(参考) 市所管法人	9	0	0	315	324
青森市所管	1	0	0	84	85
弘前市所管	1	0	0	58	59
八戸市所管	1	0	0	79	80
黒石市所管	0	0	0	8	8
五所川原市所管	1	0	0	21	22
十和田市所管	1	0	0	18	19
三沢市所管	1	0	0	14	15
むつ市所管	1	0	0	13	14
つがる市所管	1	0	0	8	9
平川市所管	1	0	0	12	13
(参考) 県内社会福祉法人合計	41	1	0	477	519

第9表 社会福祉施設指導監査の実施状況

区分	施設の種別	令和5年度実施状況		
		対象施設数	実施数	実施率(%)
生活保護施設	救護施設	2	2	100.0
老人福祉施設	養護老人ホーム	2	2	100.0
	特別養護老人ホーム	26	30	115.4
	軽費老人ホーム	8	7	87.5
児童福祉施設	保育所	301	(148) 300	99.7
	児童自立支援施設	1	1	100.0
	児童養護施設	5	(3) 6	120.0
	児童心理治療施設	1	1	100.0
	乳児院	3	3	100.0
	母子生活支援施設	1	1	100.0
	福祉型障害児入所施設	8	(4) 8	100.0
	福祉型児童発達支援センター	13	(6) 13	100.0
	医療型障害児入所施設	3	(2) 3	100.0
	医療型児童発達支援センター	2	(2) 2	100.0
	ファミリーホーム	6	6	100.0
自立支援ホーム	1	1	100.0	
障害者支援施設	17	21	123.5	

* () は、書面監査の実施数で再掲。

* 特別養護老人ホームについては、介護保険施設の指導において、また、障害者支援施設については、指定障害福祉サービス事業者等の指導において、特に重大な運営上の問題点が認められなければ、老人福祉法又は障害者総合支援法に基づく指導監査を省略することとしている。

第10表 社会福祉関係施設 施設数・定員数（令和6年4月1日現在）

施設の種類		合計	
		施設数	定員
1	児童福祉施設	295	-
(1)	保育所	183	10,890
(2)	児童館	79	-
(3)	児童養護施設	6	252
(4)	福祉型障害児入所施設	8	176
(5)	児童自立支援施設	1	50
(6)	母子生活支援施設	2	36
(7)	医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）	1	42
(8)	進行性筋萎縮症児施設等	1	80
(9)	医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児施設等）	3	260
(10)	児童心理治療施設（※1）	1	30 15
(11)	乳児院	3	36
(12)	児童家庭支援センター	1	-
(13)	助産施設	6	15
2	認定こども園	314	26,527
3	障害者支援施設	58	2,832
4	地域活動支援センター	31	-
5	生活保護施設	3	380
6	老人福祉施設	235	-
(1)	養護老人ホーム	10	628
(2)	特別養護老人ホーム	139	6,998
(3)	軽費老人ホーム（A型）	2	110
(4)	軽費老人ホーム（ケアハウス）	25	698
(5)	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	18	210
(6)	老人福祉センター	41	-
7	地域包括支援センター	73	-
8	介護老人保健施設（※1）	57	5,159 2,863
9	介護医療院	11	678
10	地域福祉センター	6	-
11	市町村保健センター	27	-
合計		1,110	-

※1 施設定員について、上段は入所定員、下段は通所定員を表している。

第11表 被保護世帯数・実人員及び保護率の年度推移（年度平均）

区分	被保護世帯		被保護人員		保護率		生活扶助	
	世帯数	指数	実人員	指数	%	指数	人員	指数
令和元年度	23,912	100.0	29,290	100.0	23.45	100.0	26,557	100.0
令和2年度	23,741	99.3	28,865	98.5	23.42	99.9	25,883	97.5
令和3年度	23,489	98.2	28,358	96.8	23.15	98.7	25,380	95.6
令和4年度	23,182	96.9	27,768	94.8	23.00	98.1	24,870	93.6
令和5年度	22,990	96.1	27,342	93.3	22.98	98.0	24,363	91.7

住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他の扶助
人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員
21,517	100.0	772	100.0	26,039	100.0	7,931	100.0	465
21,205	98.5	695	90.0	25,604	98.3	8,023	101.2	420
20,951	97.4	636	82.4	25,220	96.9	8,080	101.9	367
20,663	96.0	580	75.1	24,741	95.0	8,049	101.5	345
20,418	94.9	553	71.6	24,443	93.9	8,077	101.8	314

第12表 医療扶助人員の推移（年度平均）

区分	入院					
	精神病		その他		計	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数
令和元年度	592	100.0	931	100.0	1,524	100.0
令和2年度	579	97.8	893	95.9	1,470	96.5
令和3年度	543	91.7	825	88.6	1,368	89.8
令和4年度	503	85.0	851	91.4	1,353	88.8
令和5年度	521	88.0	871	93.6	1,391	91.3

入院外					
精神病		その他		計	
人員	指数	人員	指数	人員	指数
779	100.0	23,736	100.0	24,515	100.0
821	105.4	23,313	98.2	24,134	98.4
791	101.5	23,062	97.2	23,852	97.3
732	94.0	22,657	95.5	23,388	95.4
694	89.1	22,359	94.2	23,052	94.0

※各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理の関係上、計が一致しないことがある。

第13表 世帯類型別被保護世帯数の推移（年度平均）

区分	総数		高齢者世帯						母子世帯	
			単身		2人以上		計			
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和元年度	23,912	100.0	13,543	56.6	1,225	5.1	14,768	61.8	596	2.5
令和2年度	23,741	100.0	13,800	58.1	1,198	5.1	14,998	63.2	541	2.3
令和3年度	23,489	100.0	13,806	58.8	1,190	5.0	14,996	63.8	491	2.1
令和4年度	23,182	100.0	13,689	59.1	1,137	4.9	14,826	64.0	466	2.0
令和5年度	22,990	100.0	13,737	59.8	1,085	4.7	14,822	64.5	444	1.9

傷病・障害者世帯						小計		その他の世帯	
単身		2人以上		計					
世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
4,515	18.9	940	3.9	5,455	22.8	20,189	87.1	3,093	12.9
4,304	18.1	865	3.6	5,169	21.8	20,708	87.2	3,033	12.8
4,221	18.0	804	3.4	5,025	21.4	20,512	87.3	2,978	12.7
4,216	18.2	742	3.2	4,958	21.4	20,250	87.4	2,932	12.6
4,173	18.1	688	3.0	4,861	21.1	20,127	87.5	2,862	12.5

※各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理の関係上、計が一致しないことがある。

第14表 労働力類型別被保護世帯数の推移（年度平均：停止を除く）

区分	総数		世帯主が働いている世帯			
	世帯数	構成比	常用勤労者	日雇勤労者	内職者	その他就業者
令和元年度	23,912	100.0	1,297	135	54	201
令和2年度	23,741	100.0	1,245	119	50	196
令和3年度	23,489	100.0	1,220	108	47	177
令和4年度	23,182	100.0	1,205	107	43	159
令和5年度	22,990	100.0	1,246	96	42	147

		世帯員のみが働いている世帯(2)		計(1)+(2)		働いている者のいない世帯	
計(1)	構成比	世帯数	構成比	(1)+(2)	構成比	世帯数	構成比
1,687	7.1	505	2.1	2,192	9.2	21,720	90.8
1,610	6.8	468	2.0	2,078	8.8	21,663	91.2
1,552	6.6	440	1.9	1,992	8.5	21,498	91.5
1,514	6.5	424	1.8	1,938	8.4	21,244	91.6
1,531	6.7	395	1.7	1,926	8.4	21,063	91.6

※各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理の関係上、計が一致しないことがある。

第15表 生活保護費支出額の推移（年度）

[種類別]

(単位：千円)

区分	生活扶助		住宅扶助		教育扶助	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
令和元年度	14,433,084	32.6	5,447,905	12.3	87,162	0.2
令和2年度	13,730,886	32.1	5,438,332	12.7	81,847	0.2
令和3年度	13,442,008	32.2	5,460,256	13.1	77,151	0.2
令和4年度	13,113,407	32.5	5,452,084	13.5	67,364	0.2
令和5年度(概数)	12,881,269	31.0	5,438,452	13.1	66,615	0.2

医療扶助		介護扶助		その他の扶助		計	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
21,904,684	49.4	1,676,927	3.8	767,240	1.7	44,317,002	100.0
21,050,709	49.3	1,695,607	4.0	727,484	1.7	42,724,866	100.0
20,334,745	48.7	1,750,768	4.2	708,455	1.7	41,773,383	100.0
19,291,419	47.8	1,698,460	4.2	718,740	1.8	40,341,474	100.0
20,687,456	49.8	1,744,136	4.2	721,582	1.7	41,539,510	100.0

[郡部・市部別]

区分	県全体		郡部		市部	
	金額	指数	金額	指数	金額	指数
令和元年度	44,317,002	100.0	7,399,716	100.0	36,917,286	100.0
令和2年度	42,724,866	96.4	7,069,448	95.5	35,655,418	96.6
令和3年度	41,773,383	94.3	7,008,612	94.7	34,764,771	94.2
令和4年度	40,341,474	91.0	6,792,881	91.8	33,548,594	90.9
令和5年度(概数)	41,539,510	93.7	6,945,882	93.9	34,593,628	93.7

第16表 保護申請件数及び保護開始・廃止世帯数の推移（年度）

区分	申請件数		保護開始件数		保護廃止件数	
	件数	指数	世帯数	指数	世帯数	指数
令和元年度	2,960	100.0	2,226	100.0	2,283	100.0
令和2年度	2,794	94.4	2,116	95.1	2,388	104.6
令和3年度	2,788	94.2	2,091	93.9	2,413	105.7
令和4年度	3,086	104.3	2,226	100.0	2,519	110.3
令和5年度	3,203	108.2	2,411	108.3	2,563	112.3

第17表 旧軍人・軍属の恩給処理状況

種別	普通恩給	傷病恩給	一時恩給	一時金	公務扶助料	普通扶助料	一時扶助料	小計	加算改定	合計
申込受付件数	25,398	3,822	18,551	2,797	22,221	2,504	1,161	76,454	15,396	91,850

※平成27年度までの累計、平成28年度以降申込なし。公務扶助料、普通扶助料については青森県を經由したもの。

第18表 戦傷病者の援護の状況（各年度3月31日現在）

区分	年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
戦傷病者手帳所持者数(人)		31	24	7	4	3
処 理 件 数	療養の給付	16	5	0	0	0
	療養手当の給付	0	0	0	0	0
	葬祭費の支給	0	0	0	0	0
	更生医療の給付	0	0	0	0	0
	補装具の支給及び修理	0	0	0	0	0
	国立保養所への収容	0	0	0	0	0
	JR無賃乗車券の交付	1	0	0	0	0

第19表 中国等からの永住帰国者

区分	年度	S47～H19計
中国	世帯	93
	人員	495
ロシア連邦	世帯	4
	人員	13

※平成20年度以降新規帰国者なし

第20表 中国等からの一時帰国者

区分	年度	S47～H21計
中国	世帯	139
	人員	238
ロシア連邦	世帯	31
	人員	42

※平成22年度以降一時帰国者なし

第21表 中国残留邦人等に対する支援給付対象世帯人員

区分	令和5年度末実数
世帯数	1
人員数	1

第22表 中国残留邦人等に対する各給付人員及び扶助費

区分	人員	金額(千円)	構成比
生活支援給付	2	1,689	30.9%
住宅支援給付	2	325	5.9%
医療支援給付	2	3,322	60.8%
介護支援給付	1	135	2.5%
合計	2	5,471	100.00%

第23表 県立保健大学 県内就職率

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康科学部	33.2	33.3	38.1	35.6	35.7
看護学科	30.2	26.8	37.3	30.1	35.1
理学療法学科	28.1	31.0	33.3	48.4	38.9
社会福祉学科	53.6	44.4	45.3	41.2	38.8
栄養学科	12.5	36.7	33.3	32.4	29.0

第24表 県立保健大学 国家試験合格率

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護師	97.2	98.1	100.0	97.2	99.0
保健師	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
助産師	100.0	100.0	100.0	80.0	100.0
理学療法士	100.0	96.8	100.0	100.0	94.4
社会福祉士	84.3	60.9	82.0	81.3	93.9
精神保健福祉士	92.3	93.8	100.0	90.0	92.3
管理栄養士	97.1	93.9	94.1	97.1	90.3

第25表 平成元年以降の災害救助法の適用状況

年度	発生年月日	災害名	法適用市町村	救助法総額(千円)
H3	H 3. 9. 28	台風19号	弘前市、黒石市、浪岡町、大鰐町、平賀町、尾上町	23,517
H6	H 6. 12. 28	三陸はるか沖地震	八戸市	14,055
H11	H11. 10. 28	大雨災害	八戸市	5,667
H22	H23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	八戸市、おいらせ町	237,494
H23	H23. 9. 21	台風15号	南部町	1,035
	H24. 2. 1	大雪災害	むつ市、横浜町	1,584
R3	R3. 8. 10	台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害	むつ市、七戸町、風間浦村	50,138
R4	R4. 8. 9	令和4年8月3日からの大雨による災害	弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、外ヶ浜町、鯉ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町	147,095 ※
R5	R 5. 7. 14	令和5年7月7日からの大雨による災害	深浦町	732 ※

※精算監査前の額

第26表 平成元年以降の災害弔慰金の支給状況

年度	災害名	発生年月日	支給市町村名	死者・行方不明の区分			実支出額 (円)	負担金 (円)
				死者	行方不明	計		
H3	平成3年9月28日の台風19号による強風災害	H3. 9. 28	青森市、弘前市、十和田市、三沢市、岩木町、平賀町	9		9	32,500,000	24,375,000
H4	"	"	弘前市	1		1	2,500,000	1,875,000
H5	平成5年7月13日の北海道南西沖地震災害	H5. 7. 13	大間町	1		1	5,000,000	3,750,000
H6	平成6年12月28日の三陸はるか沖地震災害	H6. 12. 28	八戸市、五戸町	2		2	7,500,000	5,625,000
H11	平成11年10月27日から28日にかけての発達した低気圧による大雨・暴風災害	H11. 10. 28	八戸市、五戸町	1	1	2	5,000,000	3,750,000
H17	平成18年豪雪災害	H17. 12～ H18. 3	青森市、弘前市、平川市、田子町	4		4	12,500,000	9,375,000
H18	平成18年豪雪災害	H17. 12～ H18. 3	弘前市、鱒ヶ沢町、大鱒町、野辺地町	4		4	15,000,000	11,250,000
H22	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震災害	H23. 3. 11	八戸市、三沢市、階上町	4		4	15,000,000	11,250,000
H23	"	"	青森市、八戸市、十和田市、三戸町	7	3	10	35,000,000	26,250,000
	平成23年12月から平成24年3月までの降雪による大雪災害	H23. 12～ H24. 3	青森市、弘前市、五所川原市、黒石市、藤崎町、蓬田村、六ヶ所村	13		13	40,000,000	30,000,000
H24	"	"	むつ市、つがる市、藤崎町、板柳町	6		6	17,500,000	13,125,000
H25	平成24年度大雪災害	H25. 1～ H25. 2	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、野辺地町	12		12	37,500,000	28,125,000
H26	平成25年度大雪災害	H25. 12～ H26. 1	青森市、弘前市、むつ市、つがる市、蓬田村	6		6	22,500,000	16,875,000
H30	平成29年度大雪災害	H29. 12～ H30. 2	弘前市、五所川原市、平川市	5		5	17,500,000	13,125,000
R3	令和2年度大雪災害	R2. 12. 21～ R3. 2. 13	青森市、弘前市、平内町、藤崎町	6		6	25,000,000	18,750,000

第27表 平成元年以降の災害援護資金貸付状況

年度	災害別	市町村名	貸付限度額別貸付件数・貸付金額 (千円)											
			世帯主の負傷		住居の半壊		住居の全壊		家財の損害		重複・特別貸付		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H3	平成3年9月28日台風19号による強風災害	青森市 外20市町村	3	4,500	472	632,500	36	86,600			13	35,800	524	759,400
H6	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 十和田市 三沢市 天間林村 階上町 南郷村	1	1,500	32	51,900	5	11,700	4	6,000	7	20,700	49	91,800
H7	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 名川町 階上町 南郷村	1	1,000	16	27,200	2	3,500	2	3,000	9	26,500	30	61,200
H11	平成11年10月27日から28日にかけての発達した低気圧による大雨・暴風災害	青森市 八戸市			1	1,700			14	18,840	1	2,500	16	23,040
H23	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震災害	八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町			6	10,200	18	47,000	4	6,000	4	14,000	32	77,200
H24	"	八戸市			1	1,700	4	10,000					5	11,700
H25	"	八戸市			1	1,700	1	2,500	1	1,500	1	3,500	4	9,200
H26	"	八戸市					1	2,500					1	2,500
H27	"	八戸市			5	8,500	1	2,500			1	2,500	7	13,500
H28	"	八戸市			1	1,700							1	1,700
H29	"	八戸市			1	1,700							1	1,700
R3	台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害	むつ市			1	1,300							1	1,300
R4	令和4年8月3日からの大雨による災害	外ヶ浜町			1	2,500							1	2,500